

会 議 録 目 次

令和 2 年第 3 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 2 年 6 月 3 日（水）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問	
	○崎本広美議員	4
	○玉川真里議員	8
	○岡田良訓議員	15
	○宗像啓之議員	25
	○前田勝男議員	35
日程第 2	第29号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて
		50
日程第 3	第30号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について
		52
日程第 4	第31号議案	海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定 について
		58
日程第 5	第32号議案	海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部 を改正する条例の制定について
		63
日程第 6	第33号議案	海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について
		65
日程第 7	第34号議案	海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて
		66
日程第 8	第35号議案	海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
		67
日程第 9	第36号議案	海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設 備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
		68
日程第10	第37号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
		69
日程第11	第38号議案	令和 2 年度海田町一般会計補正予算(第 3 号)
	(延 会)	71
		74

令和2年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和2年6月2日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月3日（水）午前9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                |
|-----|---------|-----|----------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子        |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信        |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠            員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公        |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生        |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一        |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男        |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治        |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |     |           |
|-----------------|-----|-----------|
| 町               | 長   | 西 田 祐 三   |
| 副 町             | 長   | 櫻 竜 俊     |
| 教 育             | 長   | 佐々木 智 彦   |
| 企 画 部           | 長   | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部           | 長   | 丹 羽 勤     |
| 福 祉 保 健 部       | 長   | 森 川 雅 枝   |
| 建 設 部           | 長   | 久保田 誠 司   |
| ( 水 道 事 業 参 事 ) |     |           |
| 教 育 次           | 長   | 伊 藤 仁 士   |
| 下 水 道 担 当       | 参 事 | 龍 岩 広 幸   |
| 建 設 部 次         | 長   | 門 前 誠 司   |
| 企 画 課           | 長   | 鎌 田 浩 一   |
| 魅力づくり推進課        | 長   | 中 下 義 博   |
| 財 政 課           | 長   | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課           | 長   | 中 村 修 介   |
| 税 務 課           | 長   | 片 山 茂     |
| 防 災 課           | 長   | 宮 垣 将 司   |
| 町 民 生 活 課       | 長   | 水 川 綾 子   |
| 住 民 課           | 長   | 近 森 茂     |
| 社 会 福 祉 課       | 長   | 杉 本 幸 穂   |
| こ ど も 課         | 長   | 新 藤 正 敏   |
| 長 寿 保 険 課       | 長   | 岩 本 宏 美   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |     | 森 原 知 美   |
| 建 設 課           | 長   | 木 村 生 栄   |
| 学 校 教 育 課       | 長   | 森 山 真 文   |
| 生 涯 学 習 課       | 長   | 脇 本 健 二 郎 |

学校教育課教育指導監      松 本 孝 司  
新 庁 舎 整 備 室 長      山 田 長 秀  
環 境 セ ン タ ー 所 長      谷 川 雅 彦

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      倉 本 勇 登  
主                      査      水 野 啓 太  
主                      任      辻      千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第29号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 第30号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第31号議案 海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第32号議案 海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第33号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第34号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第35号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第36号議案 海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第37号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第38号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第12 第39号議案 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について

日程第13 発議第2号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可しておりますので、御了承ください。なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために窓を開放しておりますので、併せて御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。

1点だけ、災害復旧について。平成30年7月豪雨による災害復旧工事は現在もまだ行われていますが、いつ頃までに完了する予定か問うものでございます。また、そのために工事用道路を使用されていますが、その業者に対して、どのように指導をし、安全管理に努めているかを問うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）崎本議員の質問に答弁いたします。

災害復旧についての質問でございますが、1点目については、令和2年度内の完了を目標に取り組んでおりますが、一部の箇所では、完成が令和3年度にずれ込む可能性が生じている状況です。2点目については、発注者と受注者が協議し、適切に安全管理を行った上で使用するよう指導しております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）答弁にはきれいごとばかり書いてありますが、まず1点目のですね、そりゃあ、計画では令和2年、2年やったら完全に復旧します。最初のことで、簡単に思われたか知らんのじゃが。まだ、はっきり言うて、50パーセント済んじょらんのよ

の。それ、コロナが始まる前は土曜、日曜日、の、町長、あんたもずっと現場を見て分かっちゃるんじゃないだろうが、実際のところ、そうじゃない。ちょっとそれを問う。町長、あんた、ずっと歩いちゃうけん分かる。50パーセント以上、済んじよるか済んじょらんか。あんたが見た目でちょっと答弁をお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今の御質問に対して、数値的にということは、ちょっとなかなか把握しにくいところがあります。概念的に大まかに言いますと、その程度は進んでいるというふうに理解はしております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ただ、あなたは理解されても、三迫二丁目、三丁目、一丁目からよの、全然済んでないよの。三迫一丁目、二丁目、三丁目も海田町じゃの。そこらをきちっとね、掌握できてないということは怠慢じゃ思うんじゃないかの。ほうじゃから、私がここに書いちゃうように、遅くてもいつ頃までにできるか。計画ではね、今年の春の田植えまでには済ます予定だったんよの。川も道路も。全然済んでない。済んでないから、災害時のままで田植えもしておるんよ。そういうところがあるんよ。まあ、町長は知ってないか知らんが、建設課にはいろいろな苦情が行っちゃるはずなんよの。そこらも町長、掌握して、この答弁をされたか、事務担当がやったかどうか知らんのじゃかの。だから、再度聞くんじゃないが、いつ頃までに完了する予定か、はっきりとの、時期を示してもらいたいんよの。令和2年いうたら、もうあと約半年しかないわの。だから、そこらをきちっと、どの方まで令和2年にできて、どこの方が3年度に掛かるか、そこらをはっきりとね、計画を教えてくださいんよ。

それともう一つはね、答弁の中で出るか知らんのじゃが、県が県が言われるんじゃないかの、県が悪いところは海田町がその間に入ってやらにゃいけんのじゃないん。住民がこんだけ困っちゃうけ、対策を何とかしてくれ、やかましゅう言うのが海田町よ。住民のためにやるのが海田町のあんたら職員じゃないか、町長じゃないか。そこらを怠つとると思うんじゃないが、その点についてどうかの。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の災害復旧の今後の見通しでございますが、町長答弁にもございましたように、令和2年度中の完成というのを目標に、今取り組んでおるところでございます。今年度につきましては、雨が降る、梅雨時期も含めて、災害復旧工事を

継続的に実施する計画で今取り組んでおるところでございますが、その降雨の状況によっては、予想どおりの進捗が図れないことも考えられますので、令和3年度にずれ込む可能性もまだございます。そのような内容で、今おっしゃられたように2年度までどこまでできて、3年度がどうなるのかというところについて、具体的にどこまでの区間というのが、今の中ではなかなかお示しができないというのが現状でございます。

2点目、県と住民さんとの間に町が入ってというところでございますが、今現在も、広島県さんとその辺につきましては連携を取らせていただきまして、町として、できるだけ、連絡調整、そして県に対して要望というものはできる限りやらさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、私が最初から言うところじゃない。言うことはきれいごとで言うところじゃが、実際そうできてないのよ。何回、口でやかましい言うてもの。もっと協議して、住民のため、住民の意向を県に伝えるのがあんたらの役目よ。それがちゃっとできてないから言うんでしょう。それができとったら、言やへんよ、ね。今度、梅雨時に入るんじゃが、川も何もせんと、そのまま黒い土のうを積んで、土のうがもうへたって、へたるいうての、破れたり崩れたりして、道路に亀裂が入って、梅雨に雨が降ったら道路が崩れる状態になつとるところもあるんよ。道路は海田町の管轄じゃろう。そこらもはっきり点検して、見回って、悪いところは直さないけん、それが役目じゃないか。わし、町長にもさっき言ったように、町長、コロナが出る前は、土曜日、日曜日は時間がある限り、回って見よっちゃったよ。今、コロナじゃけ、回って見てくれちゃあないけんの。まあ、隅から隅まで分かんないじゃろうが、分からなかったら、あなた方がちょっと、10日に1回、1週間に1回ぐらいはの、回ってみてもいいよ。三迫二丁目、三丁目にはコロナはおらんけの。そこらきちっとやってもらいたいんじゃが、もう令和3年度いうたら、わしらみたいに年取ったら、明日の日は分かんないけん、なるべくそういう対策は早くやってもらいたいんじゃが、どうかいの。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 実際にはできてないものがあるという御指摘でございます。その辺につきましては、真摯に受け止めて、その辺、状況をお伺いした上で、町として再度、連絡調整というのを図ってまいりたいと考えております。道路の亀裂等、河川の応急復旧土のうにつきましても、改めて点検の方をさせていただきまして、必要な修繕等の対

策というのを実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 実施していく言うけん、早く、切れ目なくやってくれ。

2点目の答弁に、受注者と発注者が協議して適切な安全管理を行った上で使用するように、それが当たり前のことじゃが、当たり前のことができちゃらんよ。暴走族みたいなダンプが、あんた、5台か、5台も続いて、ダダダダダダーいうての、重たい泥をいっぱい積んで、猛スピードで出たら、ブレーキも何も利きやへんのよ。こりゃ、あんた、ほんまのことで。それで言うたら、はい、注意します、注意します。注意します言うていうても、運転者のあれには何にも届いてへんのよ。それじゃけん、みんな、危ない危ない言うて。あんたらも聞いちょうろう。まあ、コロナだけん、庁舎の中にばかりおるけん、聞いちょうらんのか知らんのじゃがの。ほいじゃけん、今、危ないじゃ、どうのこうの、通行止めになっちよるところもあろう。それは発注者が県かどうか知らんのじゃが。道路は海田町じゃけんね。そこらのところ、あんたらがちゃんと管理不行き届きやけんね。ちゃっとね、やっぱり工事してもらわな困る。困るんじゃけど、やっぱり安全面も気を付けてやってもらわな困るわけよ。通行止めすりゃええというもんじゃなしにの、やっぱり。そこらを適切な管理ができてない。そこらをどう思われるか。まあ、町長に聞いてもしようがないわ。誰か知ったもんが言うてくれ。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 今の御質問につきましては、災害復旧工事に関する作業の運送トラック等につきましては、発注者としまして、適切な指導というのは今後実施してまいります。県の発注分につきましても、それについては、県に適切な指導をしていただくように、町の方から要望させていただきます。それ以外の民間工事等で、そういった車両があるということであれば、それは道路管理者として、また交通安全対策ということになれば所管課又は海田警察と連携を取って、安全なそういった車両の通行というのが確保できるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 考えておるのはええんじゃがの、生活安全課と海田町と、今の受注者と3者協議で、三迫のカーブミラーでもどけてあるんじゃが、大変危ないんよ。危ないんじゃが、そりゃ、どけるのはいいんよ。大型車が通るのに邪魔ならL型でちょっと川の方に出すとか、たちまちの、何とか対策があるはずなんよ。それを協議の中で、ほん

じゃあ、半年間、撤去したままで投げとくちゅうことはの、住民に対しての、大変不安を感じるんよの。そこらの考えをもうちょっと前向きな協議はできないのかね。撤去したら、その代わりを、代役をこういうもんで、たちまち危ないからやろう、巡回バスが通って危ないから、じゃ、やろう。住民の方が、玄関から出て危ないから、そういう対策をやろう。そういう考えは、頭の隅に置いて協議したらまだ住み良い町になると思うんじゃが、そういうところはどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）御指摘の点を踏まえまして、今後は協議に取り組んでまいりたいと思います。今御指摘の部分につきましては、できるだけ早急に対策というのを講じてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）もう1点の、細いことを言うんじゃがの、災害復旧もできてないのに、1億7,000万掛かるかどうか知らんが、皆さんが賛成されたか知らんが、143号線よ、道路じゃない、道路じゃ使うちゃあいけんの。そこを道路として、物の搬入や何じゃかんじゃして、わし、監視カメラも付けちよるんよの。そこらをきちっとね、あんた方が監督せにゃいけんわけよの。これ、議題にもないけん、黙っちよるんじゃがの。そこらもね、やっぱり業者にとってはあそこは通っちゃいけん、道じゃないと。やっぱり、あんた方が指摘せな、受注した業者は分かんよの。だから、わし、やかましゅう言うたんよ。まあ、そういうところがあるけんの、監督するところはきちっと監督しなさいや、の。そういうあれがあるか。部長、どうかいの。そういう気があるか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今御指摘いただいた143号線の件、適切に対応の方をさせていただきます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）全般的に言うたことをの、今後、令和3年度、2年度ぐらいまでには、きちっとやってもらいたいんじゃが、まあ、努力してもらいたいんじゃが。以上で終わります。

○議長（桑原）1番、玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。新型コロナウイルス対策について、町長はじめ、職員の皆様が日々頑張ってくださり、給付金の交付等が早急に行われたことについて、町民の

方々から感謝の言葉を聞いているところであります。ありがとうございます。とはいうものの、第2波、第3波の心配もあり、先が見通せない状況です。現時点でも、住民の皆様には多大なストレスが掛かっており、特に事業者については、外出自粛や休業等の要請による影響が大きいもの掛かっており、事業や生活が維持できないかもしれないという不安が常に生じております。また、子どもたちにおいても外出自粛によるストレスや、学校に行けなかった間の学力の低下、度重なる生活環境の変化による生活リズムの乱れなど、今後、対策が必要となる課題が山積しております。そこで、早急に対策が必要な課題や中長期を見据えた課題について、町長がどのように予見し、対策を考えておられるかについて、大きく三つお尋ねするものです。

まず第1点目、現在、国や県から給付や応援金などの対策がなされておりますが、新型コロナウイルスの影響により、売上げが減少しているものの営業形態や報告の仕方などの理由により給付が受けられず、困っている事業者が少なくありません。飲食業のみならず個人病院等も大きな打撃を受けております。海田町を支えてくれているそれらの事業者に対しては、早急に対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。国や県からの予算配分を待つのではなく、海田町独自に対策する必要があるのではないのでしょうか。リーマンショックなどでも知られているとおり、経済の悪化により自殺者が増加することは周知のところかと思えます。倒産や自殺者を出してからでは意味がありません。早急な対策が必要だと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、児童生徒の心のケアについてお伺いたします。新型コロナウイルス対策として、学校の休業や外出自粛が続いておりましたが、子どもたちの多くがストレスや不安を抱え、度重なる生活スタイルの変化についていけない子どもたちもいます。そのため、5月14日に文部科学省は連絡文書を出して、子どもたちへの心のケア対策のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用について、方法や必要な活動等が示されております。海田町の現体制においては、どのような対策が可能であるのか、どのような工夫を考えておられるのかについてお伺いたします。

第3点目、自殺予防対策及びストレス対策についてお伺いたします。長らく続いている外出自粛等により、多くの方々がストレスを抱えております。このようなストレス下においては、音への過敏さやイライラなどのストレス反応が出ることはよく知られているところでございます。住民の方からも子どもの遊び声がうるさく感じる、公園でマスクをせず遊んでいる人がいて許せないなどの声が聞かれており、ストレス反応により、

体調を壊しかねない方も見受けられます。また、先にお話ししましたとおり、経済の悪化による自殺者の増加に対しても何らかの対策が必要ではないかと思います。精神科医や臨床心理士などの意見聴取も含め、中長期を見据えたこれからの対策について、町長はどのようにお考えかお聞きいたします。以上３点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問の２点目については教育委員会から、その他の部分については、私から答弁いたします。

新型コロナウイルス対策により売上げが大きく減少している事業者への対策についての質問でございますが、緊急事態宣言が発出され、消費の落ち込みにより大きな影響を受けた事業者を支援するため、国、県が各種支援策を実施しているところですが、本町としても独自に海田町事業継続応援金の給付事業を開始しました。今後につきましては、緊急事態宣言が解除され、経済活動も活性化してくることから、追加の支援策を検討しているところでございます。

次に、自殺予防策及びストレス対処策についてですが、長引く新型コロナウイルスの影響により、気持ちや体調に変化が表れ苦しんでおられる方が多いのではないかと危惧しております。本町としましては、新型コロナウイルスと心の健康について、町ホームページや広報かいたで相談窓口と併せて周知するとともに、地区担当保健師が、住民の皆様の不安や悩みに対し電話相談により対応しているところです。また、新たに広島県では、５月下旬よりコロナ関連の電話相談と臨床心理士や精神保健福祉士等によるＳＮＳ相談を開始しておられますので、本町としても積極的に周知してまいります。今後、精神科医等から意見を聴取するとともに、引き続き、地区担当保健師が関係部署と連携しながら、住民の皆様の心の健康について支援してまいります。

それでは２点目については、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）玉川議員の質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として実施された一斉臨時休業や外出自粛に伴う児童生徒のストレスや不安への対応についての御質問でございますが、学校再開後は、全児童生徒を対象に各校に配置されているスクールカウンセラー、中学校区に１名ずつ配置されているスクールソーシャルワーカーを活用し、校内巡回による観察を実

施いたします。その中で配慮を必要とする児童生徒については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからの指導助言を聞く連絡会や研修を持ちます。これらの機会を通して、ストレスや不安を抱える児童生徒について、教職員の共通認識を図りまして、組織的な対応に努めてまいります。今後も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用について、学校だよりや学校のホームページ等を通じまして、周知を図っていくよう学校を指導してまいりたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。いろいろ対策を立てていただいたり、既に応援金を町の方から出していただいて、昨日もその申請ができましたというような声もいただいております。しかしながら、これから第2波、第3波というものが心配されているこの時節でございますので、中長期に向けての予見、これに対してどのように対策をしていくのか、現状をどのように把握されるのかというところが非常に大切なところになるのではないのかなというふうに思います。町民の皆様の現状を知るために、町としてどのように調査、意見聴取をしていくのかについてお答えいただければと思います。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）動向につきましては、今までも商工会の方と懇談、意見聴取をしたり、主要な企業さんの方に聴き取り調査などをしております。そういうことを、再度、どうということかということで、そこら辺の方をしてまいって、状況の方を把握させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）商工会であつたり、ピックアップされてということでしょうかね、企業の皆様にも意見の聴き取りをされるということなので、それは是非、数を増やして、多くの声を拾っていただければありがたいなというふうに思います。困っている事業者の方については、なかなかどこに相談していいのかわからない。また、どのように支援を受けるための情報を得るかということに困ってらっしゃる方もいらっしゃいます。また、もう既に弱ってしまってる方というんですかね、メンタル的にダウンしてしまっている方については、なかなか自分から御相談に伺えないというようなことがございます。そういった場合に、まず第一に、相談窓口をどのような人がどのような形でされるのか。もう一つは、そうやってなかなか御相談に行けない状態に陥っている人たちにどういうふうに対策するのかについてお答えください。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）まず、精神的に困っていらっしゃる方については、町長の答弁にもありますように、今、広報やホームページ等で窓口を周知しているところですが、それに加えて、地区担当保健師が今電話で相談を受けておりますけれども、今後、コロナが落ち着きましたら、地域に出向いて自治会長さんや民生委員さんからお話を伺いたいと思っておりますので、その中で、困っておられる方、気になる方がおられれば聞き取って、保健師の方から支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ちょっと質問の中で、今、業者、個人じゃなくて、業者の支援体制ということでお尋ねされたはずなんでね。ですから、その辺りはどこが答弁されるのかよく分かりませんが。魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません、役場の方で言えば、うちの方が担当課になります。ということで、電話の問合せがありましたら、うちの職員が対応するような形になると思います。また、県の方でも、相談窓口いうのを開設されていますので、そこら辺に誘導するという形になろうと思います。そういう形で対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）質問の方が分かりにくいということだったかもしれません。相談窓口というのは周知をされていくということなんですけど、どこに情報があるのか分からない住民さんにとって、事業のことにに関して、どこに相談しよう、また相談したいけれども、なかなかどういうふうに話していいか分からないということで相談に行けない心理状態の方もいらっしゃるということでお聞きいたしました。私の方は、多分、何でも相談窓口というのができたので、これについては、もう、いかなる種類のものについてもお答えできる又は適切な部署に紹介できるような立場の相談窓口ではないのかなというふうに思うんですが、この、事業の相談についても、何でも相談窓口の方を利用して、適切な部署につなげていただくことはできるのでしょうか。

○議長（桑原）企業、企業ですから、中小企業相談窓口。ちょっと静かにしてください。企画部長。

○企画部長（鶴岡）事業者の方向けの相談でございますけれども、新型コロナ関係の情報につきましては、町のホームページの方で専用のページを設けて、関係の情報を集約しております。そちらの方でも、いろいろな情報が入手できるのではないかと思います。

ふうに考えております。あと、見ていただける方はそれでいいのかと思うんですけども、なかなか相談もしにくいとかいったこともあろうかと思います。それは、町のいろんな関係のところで何でも相談をしていただきましたら、関係のところに当然つないでまいります。今後、消費喚起策等も行いながら、町内の事業者の方々にはいろんな形で町の方からお知らせ等を送る機会があろうかと思います。そのときに、その手続と併せまして、何かお困り事があれば、そのときに併せて相談していただければ、こちらの方で対応ができるかと思しますので、お願いをいたします。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。私の質問が上手じゃなかったにもかかわらず、適切にお答えいただきましてありがとうございます。私の方が申し上げたかったことは、住民さんの中には、どこの課に行けばいいとか、何でも相談だから何々課であって、事業に関しては関係ないということではございません。何でも相談というところは、事業の関係の相談であろうが、心の事の相談であろうが、どこの窓口に行ってもいいのか分からないという御相談であろうが、何でも対応できないといけないものではないかと考えております。そのため、何でも相談の窓口に立たれる方はそういう認識を持ってやっていただけたらありがたいなと思いますし、そのように御指導いただけたらと思います。またホームページでいろいろ周知されたりだとか、お便りなんかをお配りする際に、そのときにお知らせする、刺激を与えるというのは非常にいい対策だと思いますので、どうぞ引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、児童生徒のことについてお伺いいたします。教育長の方からお話をいただいたのは、学校の巡回監視などをスクールソーシャルワーカーであったり、スクールカウンセラーさんにしていただくということでした。学校に来られる子どもについては、これでいいのかなと思うのですが、環境の方の変化によって体調が悪くなったり、不安を抱えたりする子どもたちが増える中で、なかなか、学校に行き渋るであったりとか、何日か学校に通ったんだけども体力が落ちていることから疲れてしまって学校に来れなくなるという児童生徒もいらっしゃるのではないのかなと思います。実際、私が行っている学校でもそのようなことが起きておりますので、海田町の中でもそういうことが起きるのではないのかなと思います。そうした場合、文科省からの文書では、電話やメールなども使って対応するということが書いてありますが、そのような体制をこの海田町においては取ることができるのかどうかについてお聞きいたします。

○議長（桑原）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）電話相談等についてなんですが、一義的には、まず、教職員、主には担任とはなりますが、そちらの方が連絡をさせていただきます。事案の状況によって、担任とスクールカウンセラー若しくはスクールソーシャルワーカーとともに家庭訪問に行ったりとかですね、同時にその場で電話相談等ですね、両方でさせていただく、そういった体制は取れるようになっております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。以前、海田西小学校の方で不登校の児童が出た折にですね、スクールカウンセラーの方が家庭訪問したいというふうに言ったとき、それはできませんというふうに答えられたという事案がありましたものですから、この度はそういうことがないように、今おっしゃられたように、まず、前段階、担任の先生がコンタクトするというのはすごくいいことだと思いますので、そこで難しい生徒についてはカウンセラーさんを同伴しての家庭訪問であったりとか、こちらから電話を掛けるなどの対処をしていただきたいというふうに思います。この文科省の中の文章については、今後ですね、第2波、第3波、また来年以降、オンラインでの相談ができるように努めましょうということが書いてございます。これについては、なかなかね、難しいところかと思いますが、今後の検討としてはそういう方向でも考えていかれるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）オンラインでの面談、それから状況把握というところにつきましては、ICTの活用というところで、現在、大手通信会社の教育支援システム等を導入を予定しております。各家庭にアカウントを配付しまして、それにより、テレビ会議のような形で顔を見ながらの面談等も今後可能になってくるかと思えます。保護者の方の御協力の下、今、小中学校にアカウントの方の配付をしているところでございますので、それが整い次第、始めていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。是非、そのように進めていただけたらいいかなというふうに思います。ケース会議等についても触れられていただいてですね、今後、ケース会議であったり、どのような生徒がいるのかという情報交換の場をしっかりとっていただいて、また、専門家からの研修等も増やしていただいて、対応に努めていただけ

たらと思います。また、虐待の疑いがある児童生徒については、現時点では海田町の方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）虐待等の対応につきましては、子育て支援ネットワーク等、いわゆる要対協との連携の中で把握を進めているところでございます。今回の休業に伴いまして、対象となるというか、心配のある御家庭につきましては、特に学校の方から連絡を取りながら、家庭の方の様子をしっかりと把握するように努めております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）そちらの方もしっかりと連携を取りながら、情報を取りながらやっていたという事で、この心のケアについては、普通に健康なお子さんでも体調を崩すことが十分考えられます。また、御家庭が複雑なところに関しては、よりケアが必要だと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

3件目の自殺予防対策については、現時点でも訪問での相談であったりだとか、声掛けをしてくださっているということなので、なかなか待ち受けだけでは解決するものではなく、お外に出られない方々がいらっしゃいますので、是非、お電話での声掛けであったり、訪問での声掛けというのを増やしていただいて、まずピックアップ、自殺される方をなくすということでピックアップをしっかりといただいたらありがたいかなというふうに思います。また、うちの町内にも臨床心理士、精神科医、たくさんいらっしゃいますので、そういう方々の協力も得て、御指導をいただきながら、どうということが予見されるかということについて、しっかりと聴取した上で進めていただけたらと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（桑原）11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番議員、岡田です。3点伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症から命と暮らしを守ることにについて。2019年10月の消費税増税後、地域経済が落ち込んでいる中での今年に入ってから新型コロナウイルス感染症が世界的規模で拡大をすることによって、命の危機とともに、雇用や営業の機会が急激に縮小喪失することによる経済生活の危機が深刻化しており、文字どおり、コロナショックといわれる事態に陥っております。新型コロナウイルスは欧米や中東にも一気に拡大し、株価は世界的に大きく値下がりし、国内では観光・交通産業から始まり、小売・飲食市場の急速な収縮、更に海外生産にシフトしていた製造業のサプライチェーンの寸

断まで広がっています。既に、企業倒産や解雇、就職内定の取消しも社会問題化しているだけでなく、マスク、消毒液などの不足や、医療、福祉施設では、患者や入居者、そして働き手の健康や命の危機まで広がっております。世界的規模でのコロナショックが日々深刻化している状況にあります。新型コロナの拡大がもたらす経済的影響、雇用者、被雇用者の所得減少に対する所得補償が必要です。

コロナ対策として、国や自治体の要請により人の動きが減少し、また、行政の要請によらなくても景気低迷による操業の縮小もあります。コロナ禍の公的補償は、言えば、生命、生活保障的な緊急支援的性格が強いので、個別所得等の詳細なチェックに時間を掛けずに、まず交付して、必要な調整は後に行い、町としてできる限りの支援をすべきではないでしょうか。①協力金の支給対象が、業種の限定とともに、4月22日から5月6日までの間、全てを休業した業者のみとしたが、どの業者も感染症拡大防止への協力を行っていることでもあり、部分的に休業した業者への支援も柔軟に対応すべきではないでしょうか。②緊急に町内の中小個人業者に店舗賃料補助金交付事業の創設をすべきではないでしょうか。三原市などが行っております。③ひとり親家庭に1世帯5万円の給付金を支給すべきではないでしょうか。④就学援助について、今年に入り、認定基準に相当するところまで収入が減少した世帯も対象に加えるべきではないでしょうか。保護者の負担軽減のために、就学援助を受けている児童生徒に対し、休校期間中の給食費相当を補助することなど、緊急に第1弾として支援すべきではないでしょうか。見解をお尋ねをいたします。

2番目に、安芸市民病院の存続について。厚生労働省は昨年9月に、全国424か所の公立公設病院を統廃合すると発表いたしました。広島県内では13病院が指定され、安芸市民病院、安芸区の畑賀も含まれました。削減の理由として、①がん、心筋梗塞、脳卒中や小児科、周産期医療など、医療実績が特に少ない。②車で20分以内の距離に類似の病院がある。の2点を根拠として廃止を進めようとしております。この背景には、医療費抑制を目的に政府が進める地域医療構想で、少子化に伴う患者減少や高齢化で急性期患者が減るなどとして、2025年を目途に、全国の高度急性期、急性期病床の20万床削減計画があります。3月27日の参議院予算委員会で、日本共産党の田村政策委員長は、コロナが終息するまでは病床削減計画を棚上げにするよう求めましたが、厚生労働大臣は、コロナの蔓延に備え、病床を空けてくれと要請をしながら、地域医療構想に基づく病床削減は並行して進めると、矛盾した答弁に終始をしております。安芸市民病院は、

平成13年、2001年に前身の国立療養所畑賀病院から引き継がれ、広島市医師会が運営をしている。認可病床は140床を有する地域医療の要としての役割を果たしております。安芸市民病院の特徴として、①準夜帯診療。緊急告示病院としての機能のほか、土曜日、日曜日、祝日の午後6時から11時までの間、準夜帯診療を実施しております。②土曜日の診療。③緩和ケア。一般病棟を20床整備。末期がん、エイズ患者などの精神的、肉体的な痛みを和らげる治療を実施しております。④人工透析。16台の透析監視装置を整備して、腎不全患者に対する肝臓外来及び維持透析治療実施などをしております。海田町民も多く利用しております。下の表を御覧ください。地域医療の最後の砦を担う公立、公的病院を守ることは、生存権そのものを守る取組です。町としても存続を、国や県に働き掛けるべきだと思いますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

3番目に、自衛隊の携銃行進について。3月12日に、陸上自衛隊13旅団配属の第46普通科連隊第2中隊の約70名が、朝6時20分に海田駐屯地を出発し、銃器を携帯、防護マスク、鉄兜、機関銃などの装備で、迷彩服に身を包み、白昼公然と、安芸区、海田町一円の市街地で40キロに及ぶ携銃行進を行いました。当時は新型コロナ問題で小中高の一斉休校措置がなされているとはいえ、本来の通学時間帯と重なる時刻に小学校通学路を経由し、また当日、広島市内中学校で一斉に卒業式が行われている中、中学校付近も往来をしております。更に、子どもたちを含む多くの市民が憩う数箇所の公園にも立ち寄り、休息を取っております。今回のような行進訓練は、平穏な市民生活を脅かし、住民を不安に陥れるものであります。過去にも迷彩服で銃火器を携行し、小中学校の通学路を通学時間帯にあるいは住宅地内で徒步行進訓練を行い、住民に不安を与えてきました。今回の歩行行進訓練は、安芸区には、市が管理する公園やトイレの使用許可の打診があったようですが、次の点はどのようになっておりますか。①海田町にも、連絡か打診があったのでしょうか。②町長は、このように銃火器をケースにも入れず、むき出しにして、白昼公然と、町民や子どもたちの目の前を完全武装で不安を与えるような歩行行進訓練をどのように思われますか。③市街地ではこのような訓練は中止を求めるべきではないのでしょうか。④歩行行進訓練をするのであれば、駐屯地内か演習地で訓練をして、市街地や通学路ではすべきではないと要請をすべきではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の1点目の4番目については教育委員会から、その他の部

分については私から答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症から命と暮らしを守ることについての質問でございますが、1点目については、本町といたしましては、休業の期間にかかわらず、売上高が減少した中小企業等に対し応援金を給付する海田町事業継続応援金事業を開始したものでございます。2点目については、国が補助制度を検討されているので、それと併せて、町の応援金も活用して、その難局を乗り切っていただきたいと思います。3点目については、国においてひとり親家庭に対し臨時特別給付金の支給について検討をされているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少や学校の休業等による家計支出の負担増など、ひとり親家庭はより厳しい環境に置かれていると考えられるため、町独自の支援の手法を検討しております。

次に、安芸市民病院の存続についての質問でございますが、本町といたしましては、安芸市民病院が地域の中で欠くことのできない役割を担っていると認識しております。今後もその役割を継続していけるよう、国や県に存続の働き掛けを行ってまいります。

次に、自衛隊の携銃行進についての質問でございますが、1点目については、海田町には連絡はありませんでした。2点目から4点目については、歩行行進訓練について町に対し町民からの苦情は寄せられておらず、また、自衛隊には、災害時には本町の応急復旧に多大な貢献をいただいたものと認識しており、これからも有事の際には、町民の生命財産を守っていただけるものと考えております。私としては、自衛隊において適切に判断し、対応されたものと考えております。

それでは、1点目の4番目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。

就学援助についての質問でございますが、文部科学省が令和2年4月6日付けの事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯に対して柔軟に対応するよう求めています。また、海田町就学援助支給要綱において、支給対象として、特別な事情があると認められる者に該当すると考えられます。このようなことを踏まえまして、認定について適切に対応してまいります。なお、小学校等の臨時休業により子どもが家庭で過ごす時間が増えたことにおきまして、家庭における食費等の負担が増大していることを理由として、本町独自の施策であります海田町子育て世帯応援金が支給されることから、就学援助の学校給食費相当額を活用し、臨時休業中の昼食

費相当額を補助することについては考えておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田） それでは、再質問で、今までのほかの議員の方もいろいろと補償のことについて質問があったんですけども、国や県がやるからそのお金を利用すると、使うというふうなのが主だったと思うんですけども、やはり、この休業にしても、4月の終わりから5月いっぱい、海田には小さいお店屋さんがたくさんあるんですけども、みんな貼り紙がしてあるんですよ。例えば、飲食店にしても、営業はやめて、デリバリーだけですとか、そういうふうなのがいっぱいあって、例えば、解除されたとしても、新しい生活様式ということで、今まで仮に10人お客さんが来たとしたら、新しい生活様式として5人なり6人ぐらいにしてくださいというふうなことなんだから、やはり売上げとしては大きく落ち込むわけなんですよ。それで、落ち込んだ部分はそこのいろいろな支援金でカバーしてくれということなんだけど、支援金もこの1回限りだと思うんですけども、でも、この状況というのは、ずっと続くわけなんですよ。それで、固定費もどんどん掛かっていくということで、この固定費の補助というんですか、そういうのは商売をされとる方は、大きな負担になると思うんですけども、そういうふうなことが国もするんだけど、町としても、上乘せいうんか、どうなのか、町としても独自にそういうことをすべきじゃないかということなんですけどもね、国がやるから町はやらないというふうに思えるんですけども、その辺のところは、町として海田町の業者の人を応援をすると、ずっと商売をしてもらいたいということで、やはり一番、固定費そのものというのは重くのし掛かってくるわけなんですけども、その辺の検討というのはどうなんでしょうかね。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下） 先ほど、固定費の話が出てまいりましたが、実はうちの方も、最初、この応援金の事業を始める前にどういうことができるかということで検討した中で、今の固定費のことも出てまいりました。いうこともありますが、そのときに、国の方の動きもございましたので、それよりは、広く活用できる応援金という形で、今回、制度化したもので実施をさせていただいたものでございます。ということで、町長答弁にもございましたが、そこら辺も含めてより広く使っていただける応援金という形で今回制度化をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）まあ、応援金もいいんですけれども、やはりそういう業者の方いうんか、テナントを借りとる方に聞いても、固定費の部分がかなり重たくのし掛かってくると。休業したり、お客さんが少なくなつて、売上げは下がって、固定費も下がりゃいいんだけど、固定費はそのままということで、そういうところを支援するということは、もう1回、考えてもらうわけにはいかないでしょうかね。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）これにつきまして、今までも町長答弁等でございましたが、今後の状況に応じて、国、県の動向も勘案しまして、何をどういう形を取ればいいかということで適切に対応していきたいと考えております。一つは、消費喚起策というのをございましたので、そこら辺も考えながら、制度をちょっとどうしていったらいいかいうのを考えてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと、ひとり親家庭の支援のことなんですけれども、今までも何人か同じような質問されたんですけど、やっぱり質問されるということは、ひとり親家庭の方で、仕事の休業されるとか自粛をされたということで、なかなか生活が厳しいというのは、ひとり親、特にそうなるんですよね。県内の自治体でもひとり親家庭に対する支援いうんか、いろいろな自治体、それぞれ独自にいろいろな方法を取り組んでおられるんで、海田町も取り組むということなんですけれども、金額もそれぞれ自治体によって、5万円じゃ3万円じゃ、あるいは図書カードだというふうな、ばらばらみたいなんだけどもね、やはり、生活を維持していかんやいけん。これから先もずっと続くわけですからね。これでもう収束したから終わりという今回のコロナいうのはそういう問題じゃないですからね。やはり、そういうふうなところを適切に考えていただきまして、支援をされるということですから、一番いい方法いうんかね、そういうふうなのを考えてもらってやってもらいたいと思います。それと、あと、給食のことなんですけれども、今の就学援助を受け取る世帯で、ずっとこの休業中は食費は掛かるわけですから、そういう世帯の方に対して、やはり特別にそういう措置をする。これは、町でできると思うんですけれども、そういうふうなことはほかの制度があるからやらないというふうに、ちょっと聞こえたんですけれども、そういう世帯だけでもやる、給食費の実費負担いうんか、そんなに大きな金額じゃないと思うんですけれどもね。それはできないんでしょうかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）給食費の相当額をということでございますが、先ほども教育長答弁の中にありましたように、本町独自で、同じ目的で海田町子育て世帯応援金の方が支給されているということもございますので、そちらの方で御活用いただきまして、この度、休業で給食費相当分が予算としては残る状況のところを、この度の最初の１点目にありました、新型コロナウイルス感染症対策によって収入が落ちてしまった世帯に対して、そのお金の方を充てることも考えながら対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○１１番（岡田）それではよろしくお願いします。それと、今日、税務課の方がおられないようなんですけども、この度の給付金とか支援金とかいろいろなことが渡されるんですけども、それで、それに対する税、例えば、所得税だからこれは申告をしてくださいと、これには税金が掛かりませんと、これには掛かりますよと、いろいろなこの、こういうふうな、どういうん、があるわけなんだけども、それで、国税庁の方からいろいろなお知らせみたいなんがあって、例えば、個人に対して、国や地方自治体からの援助金などが支給された場合の取扱いいうんか、そういうふうなものが、この度のコロナの分で、今までとはこう税制的に変わってくるようなことがあるらしいんですけども、それで、そういうふうなものがホームページに載っかって、令和２年の５月２９日に更新をされたということで、ホームページを見たら、こういうふうなのが載って、この中身いうのがいろいろあって、６０ページぐらいあるからとてもじゃないけど、打ち出すようなことはできないんですけども、そういうふうなのを、どういうんですかね、税制上の措置いうんか、そういうふうなのはお知らせをしてあるんでしょうかね。そういうふうな支援金を受けるとかいうふうなときに。

○議長（桑原）ちょっと今、説明員もいないんで、通告からちょっと外れとるんですね。だから、もう少し軌道修正していただけますか。答弁、じゃ、総務部長。

○総務部長（丹羽）私の方から答弁させていただきますが、５月２９日のその通知、すみません、はっきり把握はしておりませんが、今、国税の話をされたわけでございますが、地方税についてもどうなるかというのをしっかりと把握しながら、そうは言いましても、税の公平性の観点から施策を打っていかねばならないものと考えておりますので、そういった国の動きを注視しながら、対応の方をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと、安芸市民病院のことなんですけれども、私はあまり閉鎖いうんか、廃止になるというのは聞いたんですけども、これでちょっと調べてみたら、海田町の町民の方が結構利用されとるんですよ。こんなに利用されとると認識不足で申し訳なかったんですけども、こういうふうな中で、今のコロナの中で病院は開けとかにゃいけんというふうな状況なんだけども、それでも閉鎖をしていくんだと、廃止をしていくんだというふうなので、やっぱり、町長が働き掛けていくということなんだけども、強力的に働き掛けて残してもらいうんかね、そういうふうにしてもらいたいんですよ。廃止の理由いうのもよう分らんのですよね。資料にあるように、病床の利用率というんか、これももう9割以上の利用率だのに何で廃止をするのかとかね。やっぱり、今のあそこは末期がんのケアとか、そういうふうなのをされていて、この前、私の知り合いもあそこでがんで亡くなられたんだけども、そういう病棟がなかなか近くにないというんでね。そういうふうなのを是非とも残してもらって先頭に立ってもらいたいんで、よろしく願いいたします。

あとの、自衛隊の携銃訓練なんだけども、結構、朝からずっと夕方まで、海田町もずっと行進をされとるんだけども、町民の人何人かこう目撃をされた、目撃いうんか、不安に思われたり、あるいは、当時は学校も休業中ということで、何でこのときにこういうふうな訓練するんやという連絡もあったんですよ。本当に、別にする必要はない。当時のこの状況ですよ、状況の中でする必要ないんじゃないかいうふうな声も結構あったんですよ。それとか、あるいは、全然こういうふうなことは今でもやりよるんか知らなかったとかね。何でそんなことせにゃいけんのやみたいだね。そういうふうなことがあって、以前もどこかで話題いうんか、問題になったと思うんだけども、銃をケースに入れずに裸のままで、子どもたちの目の前とかそういうふうなところを通るということについて、町長は、それは自衛隊で考えてもらわにゃいけんいうて言われるんだけども、やっぱり、そういうふうな市街地とか子どもたちの前を完全武装で、その銃器をむき出しにして行進をすること自体いうのは、そりゃ、災害のためにいろいろと協力をしてもらうというふうなのとは、これはまた別問題だと思うんだけども。そういうふうなことは、例えば、行進をするんだったら、最低でもケースに入れてくれとか、そういうふうなことを要請すべきじゃないんでしょかね。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）訓練につきましては、自衛隊の方で考えられまして、適切に判断して

そのようにされたものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）適切いうても、安芸区の区役所にはこうこうこういうふうなの通りますよと言うて、海田町には連絡がないというのがね、これもまたちょっとおかしいような気がするんだけどね。その辺のところはどうなんだろうかね。やっぱり、連絡ぐらいはあってもいいんじゃないかと。何で安芸区に連絡して、海田町に連絡せんかったんやということを問い合わせても良かったんじゃないかと思うんですけどもね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）その件に関して、岡田議員の方からすぐにお電話をいただいて、なぜ海田町にないのかという話があったので、こちらの方からも自衛隊の方に問合せをしました。自衛隊の方もそういった情報を、広島市には言って、なぜ海田町にしなかったかというのは、ただ単に海田町さんとは今までそういう話がなかったんでしなかっただろうということだろうと思うんですが、そういった申入れはしましたので、今後そういった情報をいただけたと思います。そうした場合、短期間で皆さんにお知らせする方法といえば、ホームページ等が適当ではなかろうかと思しますので、自衛隊の方からそういった情報を得ましたら、そういった情報を町民の皆様にお知らせできるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）安芸区にちょっと聞いたら、一回、口頭でこういうふうなことをしますということを安芸区の担当の方に自衛隊の人が言って、口頭だったらあれだから文書でもう一回知らせてくれということで、この最後に付けとる時間割いうんですかね、こういうふうなものが提出されたということなんだけども。やはり、これを見ても、結構、海田町の部分も長いこと行進をしておられるんですよ。そういうふうなことで、過去にも市街地とか通学路とかということがあって、それが自衛隊のホームページにも載ったりもするんだけど、やっぱり、ほかのところいうんか、地域でまたこういうふうな訓練をされるところがあるんだけど、そうすると、どうしても訓練やめえというふうなことにもなってくるんだけどね。だから、それが嫌だから公表しないという格好になってくるんでしょうからね、そりゃ。だからやっぱり、こう、町中でこういうふうなのをさせないと。そりゃ、体力をつけるとか何とか言うんだったら、別な方法いうんか、別に鉄砲を持って完全武装で行かなくてもいいわけですからね。そういうふうなこ

とを、町長に、抗議をしてもらいたいんですよね。私たちも、この4月に自衛隊にこんなことをするなと抗議したんだけど、やっぱりみんなが抗議をする、そういうことによって、町中での訓練というのは自粛、やめるんじゃないかと思うんだけどね。今、災害のときの応援というのがあったんだけど、それとこれとは全く違うわけですからね。災害のときに応援に来てくれるから、自衛隊、こういうふうなところは大目に見てもいい、大目に見るような、何かそういうふうな感じに受けるんですよね。特に子どもたちの目の前で、こういうふうな銃を持って行進をするということはやめさせるということを自衛隊の方にも申入れをしてもらいたいんですよね。何回も、今までも、事あるごとに言いよるんだけどね。全然、回数が少なくなるというふうなものでないみたいなんですね。で、特に、本当かどうか分からないんだけど、この基地内でも銃を持つとる人いっぱいおるんですよね。何のために銃を持つとるんかいうたら、基地が襲われたときにそれに対応するんだというふうな答弁だったんだけど、あそこのすぐ正門の目の前は、31号線が通っていますからね。あそこの方で対応するんだということになったら、銃を撃つんかいうことになるんですね。そうしたら、すぐ前は道路だから人に当たるとことは十分に想像ができるんだけど、それを平気で、何もためらわずに対応された方がいる言われるんですよね。あそこの周りには、小学校、中学校もありますしね。じゃけ、狙われたとき襲われたときというのは何を想定して襲われるんかいうふうなものもあるんだけど、やっぱりそういうふうな、一つ間違えたら大変なことになるという状況なんですよ。だから、そういうふうなものを防ぐためにも、まさかあそこで、ほかの女性の団体が抗議に行ったときに、その中に弾は入るとるんですか言うたら、はい、実弾が入っておりますよということだったみたいなんだけど、これはまた大変な大きな問題だと思うんだけど、やはり、そういうふうなのをやめさせるいうんかね、そういうふうな、町長もちょっと抗議をしてもらいたいんですよね。しつこいようなんですけども。

○議長（桑原）岡田議員、自衛隊の規則の問題をここで話しても仕方ないので、それに対する、安全に対する抗議をしていただけるかということをお願いしているんですよ。そういうことでしょう。だから、そういった子どもの前で、裸の銃を携帯しておるということは安全につながるかという話をしてるわけですよ。だから、それを抗議していただけますかということなんです、海田町として。ということですね。それ、答弁。総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の件を受けまして、こういった話があるということは自衛隊の方にお伝えしようとは思いますが、ただ、抗議という形ではなしにお伝えをするという話で、最終的には自衛隊さんの方で適切に判断されるものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そういうふうな対応を取ってもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は10時35分。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。

まず、事業推進におけるチェック確認及び即効性について質問します。最近、執行部が各種事業を推進するに当たり、本当にチェック機能が働いているか疑問になることが多い。また、緊急性を要する件については、逆にチェックし過ぎて遅れることが多くなっているように感じます。最近あった事例では、太陽光発電については、業者提案に飛びついたまではいいが、その後のフィードバックやチェックが全くされていない。そのために、そのことを確認すると、逆切れみたいに議会が認めないなら執行部としては事業をしない、議会で判断してくれなどと捨てぜりふと思えるようなことを言って委員会を退席される。事業そのものは当然に推進すべき案件と思えても、それ以前に、手続において何らチェックがなされていない場合もある。より良い事業でも推進すべきでないと思います。また、コロナウイルス感染症の経済対策として、補正予算においては財源確保、確かこれは交付金だったと思いますが、もって、また手続の手順を検討するために、チェック機能を十分に発揮させ、即効性が必要な案件に時間を掛けて、補正予算を提出するまでに相当時間を掛けています。このようなことが本当にいいんですか。必要性、急ぎの案件などを見極め、状況に応じたチェック機能を発揮すべきではないんでしょうか。

次に、コロナウイルス感染症対策の町単独事業についてお聞きします。4月30日の全員協議会でコロナウイルス感染症対策の単独事業についての説明を受けました。しかし

ながら、その財源は、最初からこのために支出される地方が使える国庫金に求めており、これで本当に町単独事業と言えるのでしょうか。唯一、医療機関、介護事業所などへの支援が町費のみで補てんするという単独事業でありました。最初の質問でも指摘してきたとおり、このような、即効性を要するときは、まずは町としての事業を決め、やることを決めて、その後、結果として国庫金が補てんされるようなのであれば単独事業といえると思うのですが、いかがでしょうか。町長の見解を問うものでございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

事業推進におけるチェック確認及び即効性についての質問でございますが、太陽光発電事業の実施については、災害時の非常用電源確保、行政財産の有効活用、再生可能エネルギー普及への寄与等の観点から慎重に検討を行ってきたものでございます。事業の実施や予算編成に当たっては、議員御指摘のとおり、チェック機能を発揮し、事業の妥当性、緊急性などを見極め、状況に応じて適正かつ迅速に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の町単独事業についての質問でございますが、町単独の支援を説明するに当たり、5月の臨時議会において、議員の皆様方から財源や時期について多くの御意見をいただきました。今後も、新型コロナウイルス感染症から町民の皆様方の命と暮らしを守るため、町としてどのような支援ができるかしつかりと検討をしてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、新型コロナウイルス感染症対策の町単独事業についてお聞きします。まず一つお聞きしたいです。単独事業とはどういうものをあなたたちは想定しておるんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町単独事業につきましては、町にとって必要な事業を町の持ち出しで実施をするというものと認識をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）しかしながら、今回、対策の中で言われた事業者に対する支援、それから子ども、児童手当に上乗せの支援、これ全部補助事業ですよ。交付金事業ですよ。これ本当に単独事業と言えるんですか。皆さん、今日も朝からずっと単独事業、単独事

業、海田町やっているとおっしゃってる。全部、これ補助事業じゃないんですか。交付金事業じゃないんですか。ただ国が自由に町が使えるようにくれたお金でやっているわけでしょう。これ、本当に単独事業と言えるんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の国からの地方創生の臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に関し、地方において対策が必要であるということで、町が単独事業を実施するために、国として一定の枠を交付をしていただいたものと認識をしております。町といたしましては、その臨時交付金の額も考慮はいたしましたが、町として取り組むべき事項を検討して取り組んだものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）単独事業いうのであればね、そんなの当てにしてやるべき案件じゃないですよ。そう思いませんか、皆さん、執行部として。それは海田町が他にない、他の市町がやってない事業を交付金事業でやっているという事業であって、単独事業と言える案件じゃないでしょう。単独事業でやるのであれば、当然に真っ先に、それこそ昨日の住吉議員の質問じゃないですが、海田町には財調がしっかりある。まず財調を崩そう、それから動こう。なおかつ、その後に結果的に交付金が来ました、ほいじゃ、財源振替をしましょう、これが単独事業じゃないんですか。副町長、どう思いますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）この度の地方創生臨時交付金につきましては、コロナ対策として国から支給されるものでございますが、先ほど企画部長が答弁しましたように、町として必要な事業として、子育て世帯応援金、また事業継続応援金といったものを実施するというところで、こういった事業を実施したいということを4月30日の全員協議会で説明をさせていただきました。その後この臨時交付金の交付決定が5月1日に行われたということでございまして、決してこの交付金を当てにして交付金の範囲内で事業をするとそういった考えは持っておりません。当然、交付額が幾ら来るかといったものを財政運営上、視野に入れながら、またこれはコロナ対策として交付されるということですので、そういった交付金も考慮して事業を実施するといった必要はございますが、町として必要な事業といったものは一般財源が必要であっても、それは実施していく必要があるというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃあ、ならば、言うことは分かるし、中身が悪いと、僕は言っているんじゃないしに、町がよそにないものをやったというのは、議会も我々も認めとるんです。単独事業で威張るもんじゃないでしょうと言っている。財源が来るまで待ってよう、専決も行う、それ、違うでしょう。本当にあなたたちがそう思うんなら、まず財調を切り崩して、財振の方が財源が決まったからといって、それこそ臨時議会で財振だけやればいいじゃないですか。今回の場合、特に皆さんのおっしゃるように緊急性を有するものでしょう。なら、先にそれをすべきじゃないんですか。議会に説明したら、その終わった後に、財源が分かる前に、うちは単町費でもやります、それで専決処分する、行すべき案件じゃなかったかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新型コロナウイルス感染症に関しましては、今後も様々な取組が必要というふうに認識をしております。この度、議員の皆様から町独自支援策について、財源についてもいろいろな御意見をいただきました。今後の取組を検討する上では、議員の皆様方からいただきました御意見を真摯に受け止めて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）本当にね、一生懸命海田町がやってないというんじゃないんですよ。やっとするのは認めるけども、即効性が必要なら、そういうことも考えて、初めて自分がよそより先にこれを始めて、それも、財源も考えずに動いて、それが初めて本当の意味での単独事業になると思うんですよ。ところが、今、そういうことを説明しておりながら、昨日から、佐中議員、住吉議員、特に佐中議員、住吉議員に答弁した答弁、どうだったですか、国がやるかどうか見てから。そうじゃないでしょう。本当に必要だと思うんなら、やらないんだったら、これについては考えておりません、国がどうするか分かりませんが、町としては国がやればやりますがと、そういう答弁をすべきでしょう。違うんですか。ここに書いてあることと違う。もう、昨日からその答弁をしてるじゃないですか。その辺、しっかりしてください。こうやって、皆さんに答弁するということになれば、当然に昨日についても同じような答弁をしなきゃいけないんじゃないですか。昨日と今日、答弁180度変わっとるじゃないですか。どうなんでしょう。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の新型コロナウイルス感染症の拡大では、いろいろなところに

大きな影響が出ております。これに関しまして、国も県もいろいろな手立ての方を講じておられます。町といたしましては、国、県の動向、国、県の制度で救済される部分等も含めまして、町として必要な手立ての方を検討していくという意味で、昨日から、答弁をさせていただきました。私の答弁がまずくてその辺がうまく伝わってなかったところはお詫びしたいと思います。議員の皆様方からいただいた御意見を真摯に受け止めて、今後の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）しっかりやっていただきたいんですが、特に、コロナウイルス対策、広島県では、広島県というか、この近辺だろうと思うんですが、ある知り合いの看護師さんが言うには、これ、ある病院のＩＣＵにおるんですけども、うちは助かってる、なぜ助かっているのかよう分からんで、いろいろと調べてみたら、広島県の場合、広島市、この近辺ですかね、舟入病院が全てそれを引き受けてくださっている。だから、1か所で済んでいる。だから、ほかの病院でのクラスターがすごく発生しにくくなっている。おかげで海田町の病院もほとんど休まず、保育所も休まず、介護事業所も休まずに済んだんじゃないかと、僕は理解しておりますけども、そういう意味でね、ここらで一つ、そういう方々、一生懸命やってくれた方々にも慰労金を出してもいいんじゃないかなというのが、一つ私の提案です。これ、今すぐ答弁せえとは言いませんけども、そういうことも今から単独事業として検討すべき案件だと思いますので、検討していただくようお願いしまして、次に移ります。

次に、チェック機能の問題でございます。これ、この前から私は何度も質問しております。最後、副町長、あの言葉なんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）ただいまの御質問の趣旨は、捨てぜりふ云々という部分でございましょうか。この御指摘につきましては、当日の特別委員会、これは5月11日の災害防止対策等調査特別委員会、これ、終了後、会議録を正確に起こしたものを確認させていただいておりますが、私は、当時、答弁させていただいた内容につきましては、この事業、町民に対して大きなメリットがある事業というふうに執行部としては考えておりますが、議会の反対を押し切って実施する、そこまでは考えておりませんので、この事業の中止ということが、実施不可というのが議会の総意でありましたら、議会の意思を押し切ってまで実施するつもりは執行部としてはございませんというような形で答弁させていた

だいておりまして、決して、議会に押しつけて捨てぜりふを吐いたというようなつもりは毛頭ございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それ、おかしいんじゃないんですか。私、どう見てもそれは普通じゃないです。議会が賛成せんならわしらしませんよ言うて、捨てぜりふと一緒にやないですか。その前に自分らがやって漏れたことを徹底的に直して、検証し直すのが先じゃないんですか。それがチェック漏れだと申し上げているんですよ。総務部長、企画部長、建設部長、福祉保健部長、みんな判を据えてますよね、決裁に。何を点検したんですか。例えば、建設部長だったら、当然、これ、耐力、問題あるのかな、その問題があるなら問題あることを起案に付け加えるべきでしょう、意見として。企画部長、企画部長だったら、行政財産の使用についてどういう基準を設けているのか、財産管理課として当然それを付け加えるべきでしょう。その辺のチェック漏れが、もうできてないじゃないですか。ましてや、この起案書の中に書いてある言葉の中、取るとね、覚書、文言一言も書いてないですよ。この前、副町長に聞きましたら、副町長は、あれ、後ろに文書がついとったけ、あれでオーケーです。そんな起案ありますか。どこでチェックしているんですか、中身を。それ、理解できないんです。御説明願います。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この太陽光発電の事業につきましては、それぞれ事業の妥当性であるとか継続性でありますとか、公共団体としての事業の実施の可否、そういったことなどを慎重に検討してまいったところでございます。ただ、議会の方で、やはり予算等も必要となってきますので、そこは議会の方と話をしながら事業を進めていくべきというふうに執行部の方としては考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）誰もそんなことを聞いてないじゃない。これに限らず何でもそうでしょう。チェックがきちんとされているんですかと聞いている。例えば、さっき僕が申し上げたように、当然、こういう問題があれば学校の耐力があるかどうか、学校としてもはっきり言うて、教育長のところでも疑問を投げにゃいけない。そういうのがどこにもチェック機能が働いてないじゃないですかと言っている。理解できますか。財産を貸し出すなら財産を貸し出す基準が要るでしょう。作ってありますか。10月15日に許可書を出して、その間、我々に説明する2月までの間に4か月以上あるんですよ。4か月間、そのフオ

ローをされていませんか。たまたまこれを例に挙げたんですよ。ここらは業者が来たけ、町長ははっきり言って責めようがない。これ政治家だから。自分がやりたい思うてやる。だから、それを補佐するんがここにおる皆さんでしょう。点検するんが皆さんでしょう。漏れとることがあるから漏れとるとこ、こうしましうや、町長、それは法的に無理ですよとか、それをするのがあなたたちの仕事でしょう。違うんですか。間違ってますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）そこは全く同感でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ならば、それを生かしてくださいよ。今回の太陽光、ここの中で議員さん、今回いろいろと意見が出ましたけど、みんな何を心配してるかいうたら、そういう手続、チェック機能が、きちんと働いて説明したら問題になってないんですよ。そうか思うたら、この間の補正予算、説明どうでした。財源確認してから、それを見てから、手続の方法が、よそも検討しなきゃならない。そういうもんじゃない。急ぐときには急ぐ。そういうときこそ、チェック機能を外してもいいんじゃないですか。変なところでチェック機能を働かして、大事なところでチェック機能が働いていない。これ、申し訳ないですが、我々が職員時代には考えられない、少なかったことです。今、その機能が働いていない。これを、前に、ある副町長に指摘したら、是非やらにやいけない、職員を勉強させなきゃいけないんで動いていただいた。またそれが今、沈んでいる。もう少ししっかりチェック機能を働かすべきじゃないんでしょうか。当然、法律が漏れてりゃ、法律を作らないけん、条例を作らにやいけない、条例が駄目でも規則なり基準なりを作っていかなきゃいけない。そういうものをきちんと段取りして、この間、聞いたですね、この業者には同意を出した。じゃ、私が同意出したら同意書くれるんかいうたら、出せませんようなことを言ったですよ。基準がなきゃ、それもできないでしょう。それとか、平米月当たり5円ですよ、計算したら、200万いうたら。面積全部計算したら。5円で行政財産貸し出すのはあり得ますか。例えば、普通財産、これ貸し出すとき、月どのくらいで貸しますか、平米。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）ただいま言われました5円というのは、5円以上という形でプロポーザルを実施したいということで、業者の提案によって5円以上の入札、プロポーザルの申出がありましたら、その高い単価を設定するということで、5円以上を考えているとい

う形で協議をしてまいりました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）聞いたのはそんなことを聞いたんじゃないでしょう。普通財産の場合はどのぐらいで月々貸してるんですかと聞いたんです。分からんなら分からんと答弁すべきでしょう。だから、それに対して5円というのが、最低基準5円って設けるのがいいんですか。副町長がおっしゃられるように、そうかもしれない。それは理解できる。しかし、最低限が5円でいいんですか。普通、考えられますか、後ろの方々、皆さん。考えられん数字でしょう。それなら、それを出すんなら、そういうものもきちんと検討して、我々に説明しとく案件じゃなかったんですか。行政財産ですよ。普通財産を貸し出すんじゃないんですよ。だから、そういうところで皆さん、チェック機能働いてるんですか。副町長、この起案にしても、副町長が決裁されているけど、こんな決裁が広島県の決裁文書でとおりますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）特に問題ない起案であるというふうに認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）なぜ。私、広島県に3年おったことがあります、根拠もない、理由もない、根拠規定が入ってない、理由も入ってない、業者選定理由も入ってない、覚書を交わすいう文言も一言も入ってない。こんな文書が、起案が、いいんですか。許される案件じゃないんじゃないですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今、広島県の事例をお話しされましたが、それぞれ公共団体においてその起案の仕方というのはあろうかと思えます。現在の海田町の起案、それは適正に起案されたものと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）何を言ってるんですか、あんた。起案というのは要旨、次に、何が要るんですか。理由、根拠規定。その三つがそろって初めて起案じゃないんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）海田町の文書規定にもそのようにございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃ、ここにある起案書は何ですか。あなた、判を押したんでしょう。根拠がありました、理由がありました。それが正しい文書なんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）起案というのは全て同じ書き方をしなさいと言ってるわけではなしに、その状況においては、ものがなかったり、あったり、プラスされたり、そういったものはあるものと認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それを分からずに言ってるんじゃないでしょう。基本的な話、最低限これはそろってるでしょう。それとか覚書、覚書を交わすのに何で理由も何もしないで黙って後ろについて、それ、判を押すの。これ、法務省で行われた黒川検事長の定年延長と一緒にやないん。口頭でやったと見られても仕方ないでしょう。覚書、確かに副町長言ったよ。これ、後ろに文書が付いてるから問題ないよ。起案には何も書いとらん。覚書を交換すること自体も決裁を取ってないでしょう。後ろに参考資料として付けただけでしょう。起案書、確認したの。確認してそんなことを言ってるの。どうなんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）この事業につきまして、法律に基づく事業ということでありませんので、根拠規定というものは今回の起案の中には盛り込んでおりませんが、現在、この起案を確認しますと、この事業の概要でありますとか、事業の仕組み、また事業のメリット、設置基準、事業スケジュール、また費用負担でありますとか町に対する負担、またその他もろもろ整理した上で、起案として決裁を取っておりますので、全く問題ないというふうに認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）どうしてね。基本がないじゃない。何のために太陽光をするの、後ろに付け加えてる。確かにそれは認めるよ。根拠規定、普通財産を貸し出すのに、できる規定だけであなたたち、皆やるんですか、仕事。基準も何もしないで。副町長、それ許されるんですか。あんた、事務方のトップよ。あなたは。町長は政治的なあれなんで、政治家なんで、頭としてこれをします言うたら、それはそれで済むかもしれん。事務方のトップがそれを点検できなくて、これ、起案に書いてないから直せやとかいうのが本来の筋じゃないんですか。なぜ、それができないんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）行政財産の使用許可云々につきましては、この覚書を結ぶという時点では必要ないものと認識しております。その後、プロポーザルの実施要領でありますとか、実際、事業者を決定した際の行政財産の使用許可、そういった時点でしっかり整理して、起案として整理するものというふうに認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それ、おかしいじゃない。ほじゃ、何でもかんでも判をつくんだね。つかないと言ったのは、あなたでしょう。逆に、最後まで自分たちがこの事業をやろうと決めたんなら、最後の最後まで漏れているところを直していくのがあなた方の仕事じゃないんですか。最後に、おまえらが決めやいうて逃げていくような話じゃないでしょう。それが事務方のトップがやることですか。事務方のトップとしては、部下が足りないことをフォローしていくのがあなたの仕事じゃないんですか。きちんと仕事をされたらどうですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）この事業につきましては、執行部としましては町民の安心安全のため、是非とも必要な事業というふうに考えておりまして、その事業の実施に向けて、議会の皆様に対して誠意を持って説明をしてきたところでございます。そのような思いで説明をさせていただきました。ただ、議会の皆様から多くの御意見をいただいたこともありまして、そういったことを総合的に考えて、事業の中断というのを執行部として決断したところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃ、議会が認めんなら、わしらせんという言葉はなんですか。そういう言葉は吐くべきじゃない。僕が言うのはそのことを言いよるんじゃないくて、本来なら、執行部として、最後の最後まで、それならば先に執行部の方から、これ以上は無理だと思うたら、自分から本来取り下げるべき案件でしょう。そうでなかったら、我々が判断しますよ。あなた方が言葉を投げて出ていくような話じゃないと言ってる。それは分かっているんですか。執行部が言葉を投げていくような話じゃないですよ。こちらが自ら、議会は議会として、提案された以上は判断すべき案件で、そうでなかったら、あなた方が取り下げるか、最後まで進めるつもりで動くのが本来の筋じゃないんですか。これを取ってもしかり。特に、今、これが一番直近にあるので、この話をさせてもらいましたが、全体的に、それらが漏れてる、ものすごい不安を感じてる。心配がある。だから、

議会があれば、町長、前、言いよったように両輪じゃ言いながら両輪になってないことが多くなっている。両輪である以上、事務方はしっかりとそれを点検しながら、町長を補佐して、その裏付けをしっかりと取って、そういうチェック機能を生かさなきゃいけないのに、漏れている。条例を出せば条例文言にミスがあっても、誰も気づかない。前にありましたよね。2回ほどあったのを僕は記憶しとるんですが、そこらにしてもチェック機能が働いてない。しっかりとやってください。特に、事務方のトップとしては、それが最後のとりでなんです。一番しっかりといただきたい。ちゃんと決意を伺いたいのですが。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）これまでも十分に内部で議論しましてチェックをしてきたつもりではございますが、今回、議員の御指摘のとおり、必要性、緊急度を見極めて、状況に応じてチェック機能を果たすよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）しっかりとそういう機能を働かして、我々もしっかり審議できるような状態にしていきたいと思いますので、頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（桑原）説明員、入替えのため、暫時休憩はしますが、入替え後、直ちに行いたいと思いますので、議員の皆さん、そのままでお待ちください。よろしくお願いします。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。

まずは、災害復旧についてということでお尋ねをいたします。昨年12月、町民センターにおいて、三迫地区西ノ谷川、西ノ谷川支川の災害復旧工事の工事説明が広島県と海田町合同で、上記地区の地権関係者や災害被災地主に対し復旧工事の進め方等の説明があり、その中でその都度工事に際し、その現場地主と話し合いを行いながら工事を進めるということでありました。また、その調整役として、海田町が、地主地権者と県との調

整をするとのことであったが、本町と県との連絡、打合せ、地権者への説明、これらが全くありません。しかし、工事はどんどん進められております。特に、畑の谷川復旧工事では、里道がなくなるといことで工事が中断し、また西ノ谷川支川においても民地との境界問題で、少なくとも3か所で工事が中断しております。なぜ、町が調整に入らないのか。12月の説明会の内容は全て嘘であったということなのか。その説明を願いたい。また、私のところでも隣地地主への往来する、地主じゃなしに、私のところの土地が段々になっておるので、隣地への往来する里道、これが1.2メートルぐらいあった、それ以上あったところが60センチにも満たない。こういうことでは農機具も通れない。もちろん、歩いて通るのも危険に感じるという状態であります。にもかかわらず、平然と工事が進められております。この工事の進め方は、県において、昨年、工事着工願、すなわち、民地を掘り復旧工場を行うための同意書に判をくれといことで、早く災害工事を進めるためと思い同意書に判を押しましたが、その後、何らの打合せもない。公民館、町民センターでの打合せでは、工事着手の際、民地地主と相談をするといことであったが、その後、私のところはもちろん、各所において問題が発生しております。それは、そういう地主への説明がないからではないか。本町が中に入って調整しながら工事を進めるという説明もその場限りの嘘の説明であったのかということをお尋ねいたします。また、道路の横断排水口がないため、私のところの駐車場が度々土砂が流れ、雨のたびに溝ができ、その都度整地が必要となっております。何を考えて工事をしておるのか。そういう状態になっております。また、農業用水路の取水の取入口が封鎖されてしまっております。これでは農業する人の水利はどうなるのか。ただ単に、護岸の石を積み、水の流れを確保するだけの工事では、また次に災害が発生するのではないか。水路の問題、里道の問題、どのように調整、対応するのか。また、里道には当然川の橋があったわけでありましたが、その復旧も何ら考えられておりません。どのようにされるのか。それから、元の石積は、昨日の下岡議員にもありましたが、直壁に近い形で積み上げられておりました。この度の復旧石積は県の基準であるとかで、相当の勾配で積み上げられているため、民地に食い込んでいるように思います。官民境界の確認、認定はどのようにして工事を進めているのか。既に完了している石積は、官民の境界無視で工事が進められております。そのため、最初に言いましたように、各所で問題が起きております。そして、工事が中断しております。民地に入り込んだ部分をどうするのか。農地においても、業者にその認識がないため田畑に大量の石等を持ち込んでいる。土建屋

さんは石で仕事をするだろうが、百姓、農業は石畑で大根などは作れません。河川の復旧はできても、農地の復旧が土木業者によって河原と化しております。どのように対応されるのか、その対応についてお尋ねをするものであります。今まで言いましたように、全くでたらめの工事であり、不良業者であると、このように私は認識をしております。それを無視している町の無関心さも、また他人任せの態度で、強く憤慨を感じるものであります。このことについて、どのように対応するのか早急に答弁を求めるものであります。長々言いましたが、まとめます。里道の消滅対応、特に三迫三丁目19番34号付近、この辺で里道がなくなっております。次に農業用水路の消滅、更には農業用水路の取水口の消滅、どうするのか。道路排水口の同じく消滅問題。道路の水が雨のたびに水路からあふれておる。里道の架橋問題、どうするのか。官民境問題。民地に入り込んだ部分、これらのものはどうするのか。そういうことの民地に既に入り込んで工事をされた部分の補償問題というか、それらをどうされるのか。それから、言いましたように、農地の段々畑の里道の道路の幅員問題、畑地、農地に入り込んだ碎石等の撤去問題、このようなことについてどのように対応されるかお尋ねをいたします。

次に、簡易外注についてということでお尋ねをいたします。現在、簡易な工事は1、2業者による見積合せによって、入札というか、決められておりますが、事務簡素化又は時の流れでもあるわけですから、現在行われている課長決裁、50万円を100万円ぐらいにしてはどうかということであります。人件費の高騰によって、少しの工事でも、20万円、30万円ぐらいにはすぐなるんじゃないか。その上、いろいろ建設資材、いろんなものを加算すると、すぐ七、八十万円ぐらいに金額はなっていく。50万円では何ほどのこともできんのではないかということで、まず、簡易外注工事を50万円から100万円にしてはどうかということ。それから、更には落札限度額を75パーセントというふうに言われておりますが、良好な資材確保のためにも80パーセントとかあるいは85パーセントぐらいに上げてはどうか。最低制限額のことではありますがね。このことによって、不良工事の防止につながるんじゃないか。こういうふうに思いますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。それから、現在、災害の復旧工事等が行われたところに調査、いろいろされておりますが、なぜか測量業者の調査が同一業者によって行われておる。本来、測量というものと調査というものは別なものではないかと思いますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。いろいろ工事を分離発注することによって、町内の零細業者の育成にもつながるんじゃないかということで、特に簡易外注でありますので、指

名業者でなくても、そういう工事の発注ができるんじゃないか。いわゆる地元業者の育成につながるのではないかと、このように考えますが、いかがでしょうか。

最後に、これも、何回かお尋ねしておりますが、砂走地区の駐車違反問題、こういうことでお尋ねをいたします。昨年12月、少なくとも、それから、今年の3月というふうにお尋ねをしてお願いをしておりますが、一向に改善されません。遠くは、もう7年ぐらいになるということですね、2、3年前からお願いしとるんだと言ったら、町長部局の答弁によると、既に6年ということ、それからまた1年ぐらい経つとるわけですね。何ら改善されない。どういうことなのか、ということで、その対応の仕方についてお尋ねをいたします。過去にも何回かお尋ねしておりますが、30回行ったとか、40回注意に行ったということでもあります、ただ行っただけでは何の能もない。例えば、そこに荷物を置いて見とってくれ、こう言うたね。帰ってきたら、荷物がなかった。私が荷物を見とってくれいうて頼んだろう。うん、見とったけども誰か持ってたよ。どうもこんなような話をしとるわけですよ。訳の分からん。交差点に車が止まるから、見通しが悪い交差点へ出るとき、曲がるときに、見通しが悪いからこの駐車をしないようお願いしてくださいと、こう言うてる。道路標識、道路標示がなくても道路交通法、通称道交法、交差点の5メートル、車庫の3メートル、バス停の10メートルとかいうのは、駐車禁止区域になつとるわけですよ。にもかかわらず、堂々と交差点に。言いますけども、長いときには昼の10時半ぐらいから夜の8時、9時まで止まっとる。そこで、ここでしっかりお尋ねをいたしますが、少なくとも3月の質問から何回行ったの。時系列で説明願いたいと、こういうふうをお願いをします。そういうことで以上言いたいことは終わりましたが、最後に、町長、こういうことについてお願いしとるわけだから、担当課に対してどのようにやっとるのか。副町長も、更に同じことですが。どのような指導をしておるのか。一向に改善されないということは、あなたたちは、ただ単に、ここはセレモニーで、この一般質問はね、過去ずっと毎回毎回、年中行事で消化しとるだけじゃないのか、どうなのか。最後に、町長、副町長の職員に対する指導内容をお尋ねして終わります。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。災害復旧についての質問でございますが、里道の消滅については、災害復旧に当たって消滅や幅員の減少が生じる場合は、必要に応じて個別に機能回復を図ってまいります。次に、農業用水路の取入口については、

広島県と海田町がそれぞれ災害復旧する範囲内において、取入口に係る関係者から要望や意見を伺った上で復旧の可否を判断しております。なお、取入口の復旧要望があるにもかかわらず復旧されない箇所については、要望者の御意見を伺った上で、取入口の復旧を行ってまいります。次に、道路排水口及び民地への雨水等の流れ込みについては、速やかに復旧するよう、広島県に要望してまいりました。次に、里道の架橋については、広島県が西ノ谷川支川での砂防えん堤整備に係る管理用道路の整備を計画していることから、当該計画との調整の可否を確認した上で、里道橋の機能回復を図ってまいります。次に、官民境界については、ブロック積みの勾配は基準によって決定されているため、既存の石積勾配と異なることがあります。そのため、広島県において、土地所有者から工事内容について承諾を得た上で、工事を実施されております。なお、官民境界については、土地所有者から相談があれば個別に対応すると伺っております。次に、民地に入り込んだ石積については、官民境界の確認を行い、その結果、民地に入り込んでいる場合は個別に対応させていただくと伺っております。次に、里道の拡幅については、拡幅ではなく、従前と同等の機能が回復されるよう取り組んでまいります。次に、災害復旧工事に伴って農地に入り込んだ碎石等については、広島県の復旧箇所は広島県に、海田町の復旧箇所は海田町において、関係地権者と協議して対応してまいります。次に、地主と県の対立問題については、引き続き、町として可能な限り調整を行ってまいります。次に、民地境界については、基本的に土地所有者が復旧されるものですが、復旧工事の影響範囲については、広島県において関係地権者の施工承諾を得て工事を実施されていると伺っております。町としましても、可能な限り広島県と連携して対応をしてまいります。次に、災害復旧の遅れや工事の中断については、関係地権者との調整に時間を要している箇所もございますが、引き続き、早期の工事完了に向けて取り組んでまいります。

次に、簡易外注についての質問でございますが、まず工事の課長決裁金額の引上げ及び簡易外注工事の対象金額の引上げについては、本町における他の決裁金額とのバランスや同規模自治体における状況等を踏まえながら調査研究してまいります。次に工事の最低制限価格については、本町においては、広島県において工事の種類ごとに品質確保を考慮した算定式を定めたものを導入しています。よって、予定価格の75パーセントといった固定値ではなく、入札の都度、工事ごとに最低制限価格を算定しており、工事によっては80パーセントを超えるものもございます。次に、分離発注については、町内業

者の受注機会の確保は重要であると考えておりますので、契約の原則である公平性、経済性、適正履行の確保を図りつつ、個別の事業内容に応じ、可能なものは取り組んでまいります。

次に、砂走地区の駐車問題についての質問でございますが、見回り等の回数は、3月から5月21日までで計12回でございます。時間帯は午前中8回、午後4回となっております。状況としては違反駐車なしの状態が9回、路上駐車が0回、駐車場からはみ出した状態が3回でございます。4月8日にはみ出して駐車していることを指摘しております。道路交通法による規制又は取締りは町に権限がないため、町として取り締まることはできませんが、今年の2月及び5月に写真等の資料を添えて警察に取締りの依頼をしているところでございます。職員の指導に関しては、定期的な見回りと、警察に情報提供するための写真撮影、駐車が交通の障害になっていると判断した場合の移動のお願いをするよう指示しているところでございます。今後につきましては、このような取組を引き続き、行ってまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ばらばらばらばら、ようけ出て、何から言おうか思うほどいっぱい気に入らんところがあるわけですが、一番最後の駐車場問題、非常に町長、答弁はいいことあるが、ずばり聞きますけどね、町長、質問の内容を読んで、答弁書の内容、整合性があるか、あんだ、確認しとるか。まず、これを聞きたい。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今の御質問の要旨に関しては、整理しながら答弁を行っている状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言いますがね、私がここでお願いしておるのは、いつ、何回行ったんか時系列で説明してくれと、こういう言うとりんよの。分かりますか、意味が。4回行った、9回行ったというのは分かるんよ。言うたように、30回行きました、40回行きました言うだけでは駄目ですよ。時系列で説明しなさいというとりんじゃ、どこ、書いあったか。分からんようになったけどもね。

○議長（桑原）4段目、上から4段目です。

○14番（前田）上から4段目、いやいや、私が言うのは答弁書の話。ここにね、3月から5月21日まで、計12回ございますと、こうなるとるわけ。時間帯は午前中が8回、午

後が4回。だから、何月何日に行ったのはいいいんだよ。5月の10日に行ったのか、3月10日に行ったのか、3月から5月21日まで12回行っというんだから。それを何時頃行ったか説明してくれいうて言うてるんよ。これは前回も前々回も、これ、議長にもお願いせにゃならんのやけど、30回行きました、40回いうて、いいかげんなことを言うなということで言うたと思うけどもね。このときも議長にお願いした。時系列で説明してください。何月何日の何時頃行ったんだということで。これが今回も出てない。これで再質問をこれを先に回したというのが、議長、この12回を早急に出させてください。12日も前、2週間前か、何日前かちょっと覚えんけども、議長、あなたを通じて、この通告書を出しとるんよの。それが、私に言わせると、的確な答弁でないと思うわけ、今言ったようにの。回数は12回ほどで出とるが、その12回の1回目が3月から5月21日と、こういうことなんよの。そこにもあるじゃろうと思いますが。私が言うてるのは、何月何日の何時頃に行った、時系列で説明してくれと言うてる。だから、町長、質問内容と答弁書と、あんた、整合性を読んどるんかちゅうことよ。担当課が書いた。私どもの小学校のときの1年生の国語の本に書いとった。咲いた、咲いた、桜が咲いた、きれいだな。あんた、その教科書を読んどるのと同じことじゃないか。通告書を見て、整合性があるのか、照合しとるんかということを知りたい。どうなのか。

○議長（桑原）時系列で出せますか。町民生活課長。

○町民生活課長（水川）答弁に不備があり、申し訳ありませんでした。時系列でございますが、確認をしに行った日は、3月9日の11時15分、3月13日の16時20分、3月18日の10時30分、3月18日の16時25分、このときにはみ出して駐車をしておるのを確認しております。次に、3月26日の16時20分、3月30日の11時40分、4月3日の11時25分、4月8日の11時30分、このときもはみ出して駐車をしておりますので、工場の責任者に指摘をしております。次に、4月15日、11時20分、4月23日、11時25分、このときもはみ出して駐車しておるのを確認しております。次に、5月8日、16時20分、最後に5月18日、11時10分に見回りをしております。以上です。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、当然、今のような資料があるんなら、説明の中に答弁書の中に入れろということ言うてる。なぜ入れられんの。しかも、今の全部はメモも取らなかったし、よう覚えんけどもね、はみ出し駐車がいっぱいありますよというふうに、今、聞こえた、の。少なくとも複数回。注意したとか言ったとか、さっきの桜が咲いた

じゃないけども、何とかの一つ覚えで見に行きましたよ。そんな馬鹿な話はないじゃろ。だから、道交法でぱっと取締りができるなら、レッカー移動もできる。ここにも通告書にも書いとるじゃろ。なぜそれができないのか、取締りができないのかいうて書いとるじゃろ。それで、いつか交通課長に言うた、じきじきにうちへ来てもらうての。それは、部長、知つとるはずじゃ。少なくとも3名の部長がの。そのときに、あなたは直接行かないでください、私どもが対応します、今のような状況がありながら、なぜそういうことになっておるん。なぜ改善せんのか。夕べもそうじゃ。ちょっと今の答弁じゃ分からなかったが、少なくとも通告書を2週間前に出しておるんだよ。その間から何回行った、その間。ちょっと今の答弁書、わしは記憶が、頭がいいからね、ずっと耳に入っただけで通過してしもうとる。それだけで改善されんのじゃ。夕べもそうなんよ。通告書が行ってから何回行って、どのように対応した。警察に取締りしてもらうだ、何とかいうて言うとるが、当たり前のことだ、警察は町にその権限はございません。定期的な見回りをして、警察に情報提供。言うだけじゃ何にもならんだらう。レッカー移動するんなら、ちょっと見回りして、そこをパトカーが通っても知らん顔しとるじゃないか。甚だしいときは3台4台止まっとるじゃないか、はみ出して。この間もうちの友達が遊びに来るときに、両方に車が止まっておるから、真ん中通るんですいません、ここを通ってもいいんですか言うたら、どうぞ、どうぞ、どうぞいうて言うたい。通る方がそういう状況になつとる。長々言うてもしょうがないが、通告書を受けてから、何回行って、今日まで改善されとらん。その対応が悪いんじゃないか、どうなのか。それでもう一つ付け加えるが、警察の情報提供やら、取り締まってもらいますいうて、依頼をしているところでございます。できんのじゃ。だから、癒着があるんじゃないかと言うとるんじゃ。その辺、併せて答弁を願いたい。

○議長（桑原）いいですか、総務部長。

○総務部長（丹羽）通告があつてからの見回りというのはしておりません。警察の方にお願ひに行つたのは事実でございます。なぜ、取締りができないかということに関しましては、まず道路交通法、もちろんございますが、その前段として、警察法第2条、こちらの方に警察の責務というのがございまして、警察は個人の生命、財産及び保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、容疑者の逮捕、交通の取締りと定めておりまして、警察の職務として取締りがあるものでございます。したがいまして、町の方にそういった権限がございませんので、町といたしましては、あくまでも警察の方にお願ひすると、取締

りを願いますと、こういうことで対応するしかないものと考えております。

○議長（桑原）20日に通告を出した件で、時系列で示してくれということをおっしゃったんですが、そのことについてなぜできないのかということの質問がありました。答えれば、答弁してください。総務部長。

○総務部長（丹羽）通告以降の見回りでございますが、これに関しましては、こちらの方も行けてないのが事実でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）とにかくね、いいかげんな、真面目な答弁とかいうのは、いいかげんなことを言うてもろうたら困るわけよ。こういう通告が出たら、少なくとも、ほかの課も、建設も一緒じゃ、これ言うとするけどもね。実際にどうなっとするのか、現地を調べる必要があるよ。さっきも言った、セレモニーじゃ駄目なんだよ。今、何や、長々と、警察法が、誰がそんなことを聞いとる。なぜ、取締りができないのか、癒着があるんじゃないのかと言うわけよ。警察法が2条がどうやら、そんなことはどうでもいいよ。いつかも言うたでしょう。3人が夜8時頃、わしがぐずぐず言うから、おっさん、どうしたんないうて、3人が流れ込んできた、受けて立ったろうじゃないか、どうしたんじやいうてけんかしたこともあるいうて言うたじゃろ。そういうことがあるから、警察が、当時の交通課長、海田の。おじさん、あんたは行きんさんな、私らがやりますよ。あれから、何ぼ、1年になるんか、何ぼなるんや、わしも覚えんけども。それがだんだんひどくなっというわけよ。だから、今も言うたように、通告書を出したら行ってみい。どう、ほんまか、何で5年も6年も7年も経つとるのにそれが改善できんのか。さっきも言うた。去年の12月に出した、今年の3月にも出した、今回出した。少なくとも12月から3回、副町長、そのようやから、さっきも言うたんよ。あなたたちは部下に対してどういう指示を、おかしいじゃないか、3回も出てきたら、本気で対応しろ、そういう指導をすべきじゃないのか。だから、さっき言った、町長、副町長、どういう指導をとるんか。当然、現地を見て、ああ、これは確かにひどいな、さっきも答弁にあった。今日はゼロじゃった。もちろんそういう日もある。わし、写真も何枚か、今日は持ってきてないけども、写しとる。それで、時系列で説明しろ、あんたらが行つとらん日があるから、行かんときの方が多いわけよ、12回ということは。少なくとも3月から約90日で12回いうたらの、1週間に1回行つとるか、行つとらんかということなんよ。どうでもいいわけよ、やっとなることが。付近住民が困つとるから、個人でやったらそういう夜中

の8時に、夜中ということもないかも分らんがの、8時いうたら。3人が、若い元気なお兄ちゃんが、おっさん、われ、どうやいうてから、なだれ込んでくるから、警察も分かっとるから、おじさん、行きんさんなよ、対応します。全部、嘘の答弁じゃないかいうことを言うとりわけ、部長、の、だから、質問書に書いとるよ。その場限りの嘘の答弁じゃないのか。あんたらのやっとること。どうなんか。もう1回、答弁してくれ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）行った回数は確かにこの間12回でございますが、我々が重要視しているのは、やはりそういった事実がある、駐車違反をしている、継続して駐車違反があるということの事実を取締り機関である警察にお伝えして適正に取り締まっていただくこと、そう考えておりますので、引き続き、ここは警察の方に協力を要請しながら、資料提供等してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）念仏唱えりゃ、どうか知らんよ。馬の耳に風が吹くのか、東の風が吹くんか、西の風が吹くのか知らんよ。なぜ、取締りができないのかいうて言うとり、の。頼み方が足らんのだろう。だから、セレモニーじゃないのかと言うとりんよ。本当に町民が困っとる。実際問題、課長、あんたが行ったんか、誰が行ったんか、写真の1枚でも写しとるんか。どうなっとるんや、その辺のことについて、の。今度、明日からまた厳しく言うけども、これもセレモニーじゃないから、機会あるごとに尋ねるが、わしもあと、二、三回しかないかも分らんがの。分らんけども、しっかりやるんかやらんのか、そういうことでさっきからも言うた答弁がない。癒着じゃ、できない理由は何か言うとりが、それをもう1回聞くが、どうかい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）もちろん、今後も引き続き、そういった巡回をして、違反があるときには写真を撮りながら、警察の方には協力を要請してまいりたいと考えております。決して、警察の方と癒着があつて、警察の方が動いてくれない、そういったことではございませんので、警察の方と協力しながら、駐車違反がないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）くどくど言うてもしょうがないから、しっかり取締り、レッカー移動、多いときには4台ぐらいはみ出とる。通告書を出してから行っとらんいうが、あれから

もずっと、夕べも3台ぐらい出とるし、1台ぐらいがわずかじゃが、20センチぐらいじゃが、ずっと3日間、4日間連続で止まったままじゃ。だから、いつかも言うた。10センチなら許されるのか、1メートルなら許されるのか、完全に駐車スペースにはまっておらにやいかんのか、どうなんかとこういうて言うたが、そこら辺の答弁もないが、今後、そういうことについて、更にまたお尋ねをいたしますが、そこらを含めて対応をしてください。

次に、災害問題ですが、町長、長々、いい答弁は返とるんじゃがね、これも全部嘘じゃ。もっと真面目な答弁をしてほしい。個別に相談しながら。言いますけどね、去年の12月、いつ頃じゃったか覚えん、クリスマス頃じゃったと思う。20日から25日頃、断面図をくれた。判子を押してくれ。どうしたんじゃ。工事するために民地を掘削しないと工事ができないということで、工事ができんならしょうがないなということで判子を押した。そのときに口頭で言うてる。出来上がり完成予想図、フリーハンドでいいからね、書いてくださいというか、出しとる。ところが、出てこんのよの。フリーハンドで。それ、12月25日頃に言うてる。頃よ、日にちは厳格にはよう言わんので、その頃に言うてるんよの。そしたらね、できたところ見たらの、民地へぐっと食い込んどるということで、さっきも言うた、わしの知とる範囲で2か所ぐらい、民地に食い込んで工事が、ストップしてくれ、それで業者にこうで言うたら、そりゃ、わし知らん、県に言うてくれ。県の監督は来んのよ。ところが、町民説明会、住民説明会では、町民センターでは、町が仲裁というか、仲立ちをしながら工事を進めますいうて言うてるんよの。町も、さっきからも昨日らでもあったが、一回も見て回とらんような気がする、担当がの。それ、どうなとるんか。断面図は持ってきたが、断面図では素人は分からんのよ。だから、出来上がり完成予想図を書いてくれ言うた。ここらができんことには、民には分からんと思う。そこでごちゃごちゃ言うtotてもしょうがないが、まず、その取水口の話。農業用水路、これが潰されとる、取水口が、の。そんで、取水口がなくなとる。今から県にお願いしてどうじゃ。今からお願いすることは、県と全く打合せをしとらんということになるんよの。どうなんか、ここら。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）取水口につきましては、その取水口がつながっている水路に隣接する土地所有者の方から御意見を伺って、県の方では利用する見込みがないということを確認をした上で封鎖をしたというふうに伺っております。しかし、その後、利用するとい

う方がいらっしゃるということが分かりましたので、それについては速やかに復旧をするように、県の方に対応をお願いしておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこらがね、打合せができとらんいうことをわしが言いたいわけよの。

住民説明会では、町と県とが、業者も2社入って、一生懸命どういうんか、相談しながらやりますいうて。相談がないのよ。簡単に言うけどもね。まず一つは、畑の谷川、さっきも言うたの、19番34号付近、ここの里道の消滅どうするんか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今具体的に19番34号とおっしゃられたんですけれども、申し訳ございません。その通告書にないので具体的な場所まで事前に調べておりませんので、その部分について個別の対応というのはお答えできませんが、町長答弁にもございましたように、そういった消滅であるとか、幅が狭くなるとかいう事案が生じた折には、その機能回復という方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ポイントは特定、通告書ではしていないが、畑の谷川いうて明記しとるんよの。だから、先ほど来も言うた、駐車場問題もそうじゃ。出たら現地調査をしないということをするわけよの。単なるセレモニーで終わっとるんじゃないかということよの。そういうことで、官民界のことについても、これは口頭で言うたことだから正式には言わんけども、平成28年に官民界、中国財務局と確定しとるんだよね。今回、これを無視してやっとする。でも、町長答弁で、個別に対応させていただくと伺っております。何か書いとるけども、個別にどういうことをやっとするんか。ちょっと説明を願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁の中で、民地に入り込んだ石積については、官民境界の確認を行い、その結果、民地に入り込んでいる場合は個別に対応させていただくと、県の方が方針を示されておりますので、今御指摘の点についてもその手続を踏んで対応するというふうに伺っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）既に工事が中断してから、もう2か月ぐらい経つとるよの。そうこうしよったら、田んぼが始まるじゃ、どうじゃいうて、今度、農業用水の汚濁問題で、工事

ストップ。恐らく来年3月まで工事完成します。こういう問題が恐らく解決はしないと思う、県の問題だね。ほいで、今言うたように、平成28年に官民界をいうて、これは境界どうなるんかいうて聞いたら、わしらは分からんのじゃから、業者の弁だよ、わしらには分からん。石積の後ろ50センチまでが構造物です。これは県の課長の言葉。業者はの、わしらには分からん。わしらは図面どおりやれ言われとる、やるだけ。県の課長の対応の言葉、石積の後ろ50センチまでが構造物です、この勾配は県の基準であります、民地に入る云々についての全く説明がない、の。県の基準で終わり。そこらについてどう承知しとるか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回のそのトラブルとおっしゃられることにつきましては、海田町として、私自ら、議員さんのところに赴いて、県の職員と一緒に、お話をさせていただいておるところでございますけれども、今おっしゃられた点についても、県の担当課長には伝えておりますので、それらを基に今県の方で対応を検討していただけてると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ここでぐだぐた言うてもしやあない。答弁書は非常にいいことを書いとるんよ。復旧工事の影響範囲について、広島県で関係権利者の施工承諾を得ておる、施工承諾はしとるんじゃが、民地に入り込む、食い込んだ部分、このことについては承諾してないと言うとるわけよ。掘削については、わしは今度これ終わったらね、民地側を掘削しよう思うんよ。県の壁は、独立するようにお願いしてくれ、これ、言うときますが、後ろ全部掘るけ。何でか、県が相談ないけん。でも、ここに書いとる。いいことを書いとるよ、町としては可能な限り県と連携して対応してまいりますと。もう時間がようけないうじゃけね、嘘は言うてもしようがない、あんたらが言うことだけ言うこと。いいかげんな答弁を書いとるわけよ。何とかいいように。県と、もっとそこらは何回打ち合わせたん、今まで、そういう。やってないんじゃろう。どこ向いて打合せをしとるか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の西ノ谷川支川について、複数人、工事に関連する方がいらっしゃるんですけども、トータルすると、30回程度、いろいろな調整を県とはさせていただいております。今後につきましても、今御指摘をいただいた点を踏まえて、広島県と、

町としてできる限り、調整であるとか要望であるとか実施いたしまして、早期に復旧工事が完了するように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言うようにね、30回行った、どこやらにも、駐車問題、40回行った、30回、いいかげんなあれを言やあ済んどるんじゃないか思うて。言いたいことはまだいっぱいあるけども、まず架橋問題、これ、ご存じのように、里道の橋を拡幅ということで、これもわし、別個に許可申請を出して拡幅して、これ、流されたが復旧しとらんが、これは誰が復旧するんか、その辺についてお伺いしたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）里道にある橋の部分で、もともと里道の幅部分を町が架けておりますので、その部分については町、それを拡幅するような形で、個人の方が専用で広げられている橋については、その架けられている個人の方が復旧を図るというルールになろうかと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それはそれで、話は若干逸れるけどもね、先ほど来、言うたように、非常にいいことを言うて答弁をされとるが、先ほど来、ちょっと崎本議員からも出ておったがね、カーブミラーの撤去なんかね、工事優先じゃないかというわけよ。これは何のためにカーブミラーを付けたかいうたら、こっちの話になるかも分からんが、循環バスを延伸するためにバスの運行に危険があるから付けたミラーと、わしはこのように認識しておるんよの。ところが、工事の大型車両が通らんからいうて外しとる。工事の優先、どっちが優先するんか、工事と通行の安全。特にバス、先ほど来も人命じゃ、どうじゃいうて言うとりわけ、警察法2条がどうやらこうやらいうて。言うとりこととやっとりことがでたらめなんよの。これ、通告にないからえっと言わんけども、そういうことで、先ほど来、民地に食い込んだところやら、里道がね、里道というか民地の中で段々畑の通路の狭なったとこ、ここらはどういうふうにしてくれるのか、そこらについて聞きたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）そちらの件につきましても、私と県の方で、今、協議をしております。従前の機能が回復できるように、県の方に要望をしておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）長々言うてもしょうがないが、どうも、打合せするなんじゃらいうだけのことで、最後にこれ、町長、副町長、先ほど来の駐車場問題での、あんたも現地を見て、なるほど、これはひどいわとかの、実際に現地調査をしてもらいたい。これ、お願いよ、副町長、の。それによってどのような指令を出すのか、後日また改めてこの次聞く。

それから、建設、これはやっぱりしっかりね、県と本気でやらないと、わし、近々もう準備できたから文書で出しますよ。こういうのを口頭でやると、町長も知っとってほしい。あることを口で言うたら、そんな話は聞いてないと、こう言うんじゃ。これ、県職の、業者も言う。それで、そういう官民界云々について、県と文書でやらざるを得んだろう思う。それについて、町長、町にどういう迷惑が掛かるのか知りませんが、それなりの対応をする必要があろうと思う。承知しておいてもらいたい。それに対して、町も県と相談しながらやるということだから、しっかり町、県に相談してやってもらいたい、の。だから、嘘を言わんように、この権利者の承諾を得てやっておるいうの、これやってないからトラブルが起きるんじゃけの。あの町民センターの説明、これ、部長も課長もおったから、の、工事に際しては、わしも、あそこで質問もしとるんじゃの、質疑というかの、今頃になって、工事着手になって地権者と話をするのはおかしいだろう。事前にやっというて説明するのが本当だろういうことを、あそこで問うとるわけよの。ところが、工事着手の、さっきも言ったように、民地掘削の許可証、印鑑はくれと言うたが、食い込みのことについては、私もわずかのことじゃから、食い込みについては言わんかった。ところが、段々畑に行ったり来たりするとこの農道まで狭くされてしもうて、農機具が行ったり来たりできんようになってしもうた。それで、いささかちょっとわしもかちんときたわけよの。何の相談もなしに。それで、口頭で言うたら聞いておりません。石積の後ろ50センチまでが構造物です。ワンサイド。今からこれを全部撤去したろうか思うわけだが。その辺について、しっかり県と打合せして、ぐずぐず言うてもしょうがないが、通告はしとかにやいかんから、の。しっかりそれ言うとかんで、お願いをしておきます。

駐車場問題はね、今から毎日でも行ってくれ。そして、その行った時点で全部写真を写しとってくれ、わしも写真を写しとるから。いいかげんなセレモニーでその場限りの答弁はやめてくれ、それだけはっきりお願いしとく。それで、事故が起きる、トラブルが起きてね、今度は逆にあんたらの責任よ。そういうお願いをの、5年も6年もやっ

て改善されんのじゃから、の。そりゃ、警察力でも駄目じゃいうんなら、こっちも実力でやるしかないじゃろ。こういうことを通告しとく、の。しっかり、それをお願いしとくよ、通告というか、の。ということで終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結します。暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第29号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第29号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員を東京都の政策研究大学院大学に派遣したことに伴い、東京都特別区内に在勤する職員に支給する地域手当の支給割合を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第29号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。資料は、資料1の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料2の職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。改正の内容については、資料1の条例の概要で説明をさせていただきます。

まず1の改正の趣旨ですが、緊急時の危機管理、災害後の復旧復興等に関して、総合的な判断、実践能力を有するエキスパートを育成するため、令和2年4月から令和3年3月まで、職員を政策研究大学院大学に派遣し、修士課程の公共政策プログラム、防災危機管理コースに従事させていることから、勤務場所である東京都特別区における地域手当の支給割合を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。次に、2の政策研究大学院大学の住所ですが、東京都港区六本木7丁目22番1号でございます。続きまして、3の支給割合につきましては、東京都特別区に勤務する国家公務員の支給割合に準じ、100分の20とするものでございます。次に、4の改正の内容でございますが、第10条の2第2項に定める地域手当の支給割合100分の3に加え、新たに東京都特別区

内にある勤務場所に勤務する職員の支給割合100分の20を追加するものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日とし、令和2年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。この前の説明のときに聞いておけばよかったんですけども、これ、勤務地が東京の場合は20パーセントにする、それが悪いという意味じゃなくて、要は、例えば短期出張やなんかで研修なんかで行ったときには、勤務地が向こうに変わりますよね。1週間ぐらいならまだ理解できます。例えば、これが長期になった場合、実際、3か月研修なんかがあると思うんですが、そういう場合もこれが適用されるんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）3か月程度の研修では適用せず、1年になるものについてのみ適用する運用としております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そうなれば、当然、これ明確にどこかに明示すべきじゃないかと思うんですが、それについてはどうなのでしょう。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）人事異動、人事記録に関する規定を改正いたしまして、長期の研修についてのみ、この対象、派遣という人事異動にするという規定にしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）最後の質問になりますが、それならば、当然にそのことも踏まえて説明をきちんとしておくべきではなかったんでしょうかと思います。これ、前々から言うところ説明という説明に対してきちんと言うべき案件ですから、そういうことも踏まえて、きちんと説明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）入学試験がございまして、その結果が判明するのが、合格発表が2月の末日でございました。その後、説明をすればよかったんですが、すみません、今年に入ってから説明となってしまったことは反省しております。申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）当初から運用面についても一緒に御説明すればよかったんですが、申し訳ございません。今後、そういったことがありましたら、運用の面についても御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を集結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり、これを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第30号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第30号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）それでは、第30号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。議案書8ページを御覧ください。資料につきましては、資料3の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料4の海田町税条例等新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料3の条例の概要で御説明をいたします。

今回の改正は、令和2年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、5月臨時会で専決処分の御承認をいただいた以外の部分につきまして、一部改正するものでございます。

主な改正について御説明をいたします。まず1の個人町民税関係の改正ですけれども、

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）ですけれども、控除の見直しに係る対応で、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置が講じられたこと及び寡婦（夫）控除の見直しが行われたことに伴い、規定の整理を行うものでございます。具体的には、アにありますように、人的非課税措置の対象から寡夫を除き、新たにひとり親を追加いたします。また、イにありますように、寡婦（夫）控除の見直しを踏まえ、所得控除にひとり親控除を追加するよう規定の整理を行うものでございます。それでは2ページをお願いいたします。次に、(2) の肉用牛の売却による事業所得に係る個人町民税の所得割を免除する課税の特例の適用期限を3年間、令和6年度まで延長するものでございます。施行期日につきましては、公布の日としております。続きまして、(3) は長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例の追加でございますが、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除を追加するもので、具体的には個人が低未利用土地等を譲渡した場合、譲渡益から100万円を控除するものでございます。施行期日は令和3年1月1日でございます。続きまして、(4) は優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を、令和5年度まで3年間延長するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、2の法人町民税関係の改正でございます。国税において連結納税制度の見直しに伴う対応でございますが、法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされておりますけれども、法人町民税法人税割につきましては、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の措置を講ずるものでございます。具体的には、連結納税制度に係る規定の削除等整理を行うものでございます。施行期日は令和4年4月1日でございます。

それでは3ページをお願いいたします。次に、固定資産税関係の改正でございますが、(1) の所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応といたしまして、次の二つの規定を追加するものでございます。まず一つ目は、アの現所有者、各相続人等の申告の制度化でございまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等に対しまして、必要事項を3か月以内に申告をさせるとする規定を追加するものでございます。二つ目は、使用者を所有者とみなす制度の

拡大でございまして、これまで災害等の事由に限られておりました使用者を所有者とみなす制度、こちらにつきまして、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとする規定を追加するものでございます。施行期日は公布の日でございまして。続きまして、(2)の固定資産税の税負担軽減措置でございまして、再生可能エネルギーの利用拡大を目指す中で、発電設備の導入初期に係るコストの縮減を図り、設置事業者の税負担を軽減する観点から、固定資産税の課税標準を最初の3年度分、設備の種類に応じた割合を乗じた額とする特例が講じられており、今回、出力が5,000キロワット以上の特定水力発電設備の特例率を参酌基準どおり、3分の2から4分の3に見直した上で、適用期限を2年間延長するものでございます。施行期日は公布の日でございまして。

次に、4の町たばこ税関係でございまして、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについてでございます。軽量な葉巻たばこにつきましては、現在、重量比例課税が適用されておまして、1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこにつきましては、本数課税に段階的に見直す規定を追加するものでございます。具体的には、令和2年10月1日から令和3年9月30日までは、1本当たりの重量が0.7グラム未満のものを紙巻きたばこ0.7本に換算し、令和3年10月1日から、1本当たり1グラム未満のものを紙巻きたばこ1本に換算するよう、最低税率を段階的に引き上げることとなります。施行期日につきましては、0.7グラム未満の0.7本への換算に係る部分は、令和2年10月1日でございまして、1グラム未満を1本への換算部分につきましては、令和3年10月1日となっております。

それでは4ページをお願いいたします。次に、5の延滞金等の関係でございましてけれども、国税における利子税等の見直しと同様、市中金利の実勢を踏まえ、地方税においても延滞金等の割合の引下げが行われたことに伴い、規定を整理するものでございます。具体的には法人町民税において、納期限延長の適用を受けた場合の延滞金の割合を平均貸付割合プラス0.5パーセントに引き下げるものでございます。施行期日は令和3年1月1日でございます。

6のその他でございまして、元号、引用条項等の整理を行っております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中議員。

○15番(佐中)資料3の1の個人町民税の関係でお尋ねをいたしますけれども、寡婦(夫)の問題で、非課税扱いの見直しということで今説明がございましたけれども、いろいろこの意図的にですね、住民票を分けて寡婦(夫)になっておるといような状況で、そういう脱法行為というか、そういう例が、過去、ニュースか何かで聞いたこともあるわけですが、そういう場合の扱いについては、どういう調査をし、どういう結論を出していくのか、お尋ねをいたします。

それから、もう1点は、3ページの3の所有者の問題ですよね。イのところですけども、土地や家屋のそういう課税の問題で、震災に遭ったとか、あるいは亡くなったということで、持ち主が不明瞭、不明確という場合が出てくるわけですが、これによる見直し課税ということで、所有者が分からない場合、これはどういう扱いになって、どうなるのかお尋ねをいたします。

○議長(桑原) 税務課長。

○税務課長(片山) 2点、お尋ねをいただきました。まずは寡婦(夫)控除について、事実婚状態にあるものについてはどのように確認をしていくのかというお尋ねかと思います。こちらにつきましては、現在、国から示されておるものは、住民票上の続柄のところ、そこに未届けの夫若しくは未届けの妻と記載してあるかどうかを確認するというふうになっておりますので、今議員がおっしゃられたように、意図的に隠しているような場合につきましては、補足できない場合もあるのかなというふうには思っております。

続きまして、使用者を所有者とみなす、これはどのようにするかということかとは思いますが、基本的には今回、追加される部分につきましては、相続人等を調査し尽くしても所有者が見つからないそういったケースで、なおかつ、その現場に、現場というか、その不動産に使用者と思われる方がおられるというような状況があった場合に、使用者に対して、更にその実際の所有者の状況を確認したり、その使用者の実際の使い方等を確認した上で、更にその上で、その方に通知をした上で課税をしていくという流れになろうかと思えます。説明は以上でございます。

○議長(桑原) 佐中議員。

○15番(佐中) 2番目の問題で、そういう調査をしたり、あるいはその作業ですね、かなりの労力が必要だというふうに思うんです。そうすると、今の税務課の体制ではなかなか困難ではないかなという感じがするんですけれども、そういう人事の問題、あるいは

はその作業の手法の問題、これらに影響する可能性が大であるというように考えるんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今現在のところ、これまで固定資産税のそういった相続関係について、皆さん、申告されて、特には問題となることはございませんでしたし、今後も調査する上で、町民さんの方から自ら申告されるものとは思っておりますが、もし、そういった調査等に時間を要するような事態になれば、それは人であるとか組織そのものであるとか、そういったところで変更なりをまた考えてまいりたいと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、3ページの上の話ですけれども、今、3の1のアのところでね、よく言われておるのが市街化区域であってもね、税金はあるが、土地の値打ちが価値がないということで、意図的に相続したくないという土地もあるだろう思うんよ。だから、相続人が分かるとるけども、複数人、相続やりたくない、けども、例えば、3人おるから、市街化だから、それなりの評価は高い。評価は高いが土地の利用価値は里道程度のものもろくろくないぐらいの接道しかない。だから、要らんけども、それなりの税金がするから、ほいじゃ、3人兄弟おるから3人に、こっちで勝手に分けて納付書を配布するのかどうか、その辺の調査、相続人、分かるとるけども、相続をしたくないと、どうするのかいいうことが一つ。

その下のイの部分で、使用者を土地の所有者と見るということなら、もういいよ、わしも年やから、明日から畑するのをやめたと。使用者が使用放棄、耕作地はもう今度は荒れ地になるだけ。どうなんか、町がゴースト化していくんじゃないかと、こういうんだけども、それはそれとして、そうなった場合はどのように扱うのか、以上2点。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）2点、お尋ねをいただきました。まずは、市街化区域の中にあって宅地並み課税がされている。あまり価値のないと思われる土地に宅地並み課税がされておって、実際の相続人さんが相続したくないといった場合に、今、3人ぐらいおられて、納税通知書はどのような形で通知するのかということでございますが、被相続人がお亡くなりになられた場合、相続人の代表者に届出をいただくような形になりますので、その方に対して御通知をすると、申告をいただいたその方に通知をするような形で今考えております。

続きまして、使用者がこういった形で固定資産税が使用者に掛けられるんだったら、もう相続放棄というか、そこもう使用はしないというような判断をした場合、どうかということでございますが、固定資産税につきましては、原則、所有者課税ということになっておりまして、今回のこの規定も、例外的なものでございますので、安易に使用者がおられるから掛けるというものではございません。ですので、実際に所有者と思われる相続人が見つからない場合で、実際に使用者がおられるといった場合には、使用者にまず会って、使用の状況であるとか実態を確認したり、実際の所有者情報を確認したりということになりますので、使用者がもうしないよということで判断をされる、使われないということになれば、そこは課税には至らないのかなというふうには、今の状況からすると、考えられると思っております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）初めの問題で、これ、実際に相談を受けたことがあるんだけど、昔は長男、次男、三男と言うておったが、今はそういうふうにはの、1子、2子、3子と、こういう言い方になるわけじゃが、原則的には、昔は長男というか、第1子が相続、これは大体そういうことだったわけじゃが、それが嫌だから、そんなもの、価値のないものを相続してもらってもしょうがないよ。だから、2子の方に言うてくれ、2子もまた同じ、これ、要らんよ、わしゃ。3子に言うてくれ。3子はまた同じで嫌やけえ、でこれ1子の方に言うてくれ。結局、全員が拒否するわけよ。そして、今の説明だと、何か一番近いとことか、1子のどこへ案内をするというような、相続人みたいなことの説明のように聞こえたが、聞き方が悪かったんかも分らんが、いずれにしても分かりやすう言うと、放棄、それしかないと思うが。この間も、三迫の三丁目で相談を受けた。この災害で行かれもせんとこで税金、固定資産税6万円から払うんでいうて。もう要らんのじゃが、どうにもならんのよいうて。あれ、今から調整にならんのかい、もうこれらも今言うたように相続放棄地になっていくと思うんよ。だから、そこらをまとめて言うけども、そういう場合はどうなっていくんかということでお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）まず、相続人が3名おられるということでございまして、通常のケースであれば相続人の代表に届出をしていただくということでございますが、今のお示しされた事例であれば、相続放棄をされるということになりますと、相続権がないので、相続をされた方だけで考えていくかなと思うんですが、仮に3者いずれの方も相続放棄

をされない、通知も出されないということになると、そこにつきましては、相続の関係で連帯納税義務を負うような形になろうかと思しますので、それは代表者に通知をするだけではなくて、恐らく、その後のことを考えれば、皆さんに通知をして、納税したくないということになると、その後の手続に進んでいくような形が考えられるのかなと思います。説明は以上でございます。

（「それをどうするんかいうて聞いちょるんよ」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）答えられますか。それをどうするんかいうことで。税務課長。

○税務課長（片山）基本的には固定資産税につきましては、所有者が納税義務者ということになっておりますので、所有されているという実態があれば、そこは課税をさせていただいて、納税をお願いしていくと。その上で相続を放棄されてるということであれば、そこには及びませんが、相続放棄されてないと、手続もされないということになりますと、こちらの方で調査をいたしまして、課税をさせていただく流れになろうかと。その実際に相続放棄をするとかそのままにされとかというのは、税庁というか、役場の方ではどのようなもできないものですので、そこは相続人、被相続人の間で考えていただくような形の話かなと思っております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり、これを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第31号議案、海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第31号議案、海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令及び租税特別措置法の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ等、

所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山） それでは、第31号議案、海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。議案書18ページをお開きください。資料につきましては、資料5の海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の概要、資料6の海田町国民健康保険税条例等新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料5の条例の概要で御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、海田町国民健康保険税条例等の一部を改正するものでございます。

まず、1の課税限度額の見直しでございます。これは、今後も高齢化等による医療費の増加が見込まれていることなどから、課税限度額のうち、基礎課税額等に係るものの上限を引き上げ、高所得層により多くの負担を求めるものでございます。具体的には課税限度額のうち、基礎課税額に係るものを61万円から63万円に、介護納付金課税額に係るものを16万円から17万円にそれぞれ引上げを行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、2の5割軽減、2割軽減の基準額の見直しでございます。これは、低所得層の国民健康保険税の負担の軽減を図るもので、経済動向の変動により、これまで軽減の対象となっていた世帯が対象から外れることがないよう、軽減判定取得の基準額を引き上げるものでございます。具体的には5割軽減につきましては、対象世帯の所得算定における被保険者数等に乗じる金額を28万円から28万5,000に円引き上げ、また2割軽減につきましては、同じく被保険者数等に乗じる金額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次のページをお願いいたします。3の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の追加ですが、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について新たに控除が創設されたことから、規定を追加したものでございます。施行期日は令和3年1月1日でございます。

4のその他につきましては、元号、字句の整理でございます。以上で、説明は終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○ 1 1 番（岡田）これ、多分、今年の４月に法令改正をされたと思うんですけども、全国的にこういうふうになったと思うんですけども、海田町の場合、基礎課税額が３年続けて上がるとような感じなんです。それで99万円で、もうちょっとしたら100万円の大台を超えるみたいな感じなんですけども。それで、今の均等割、平等割の５割、２割軽減が一応世帯が増えるような格好になっとるんでしょうけども、それがどれぐらいの世帯で増えるのかというのと、今の限度額を増やしたわけですから、国保会計の歳入の方が増えてくるわけなんですけど、どれぐらい増えるのかというのと、今の増えた分で多分、軽減措置をされるところに回すというふうな格好なんだろうと思うんですけども、それが何世帯ぐらいになるのかというのをお願いいたします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）お尋ねは２点あったかと思います。

まずは５割軽減、２割軽減で、どのぐらい今回の基準改正で、その軽減の世帯数が増えて、影響額がどのぐらい出てくるのかというところが１点。限度額引上げで、国民健康保険税の税収増、この影響はどのように見込んでいるかという内容だったかと思います。まず５割軽減、２割軽減の影響でございますが、今年度の状況につきましては、当初賦課がこれからでございますので正確のところは分かりませんが、５割軽減、２割軽減の対象は昨年度1,045世帯で1,837人となっております。この見直しの趣旨がですね、経済動向の変動に伴って、生活水準、生活レベルが変わってないのに、給与が上がったりして所得が増えることで外れてしまうことを防ぐために、所得の増加に併せて、同じように一緒に動いていくと、で、今まで対象となっていた人が対象から外れないようにするという目的でございますので、そういう意味では世帯数等には大きな変化はないのかなというふうに考えております。

限度額の引上げの影響につきましては、こちらにつきましても、当初賦課がこれからということでございますので、過去５年間の超過世帯の平均が46世帯ということになっております。今回、限度額が３万円上がりますので、46世帯掛け３万円ということで約140万円程度、この限度額の増加で増える見込みというふうに考えております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）毎年、この限度額、いわゆるこの国保であるとか後期であるとか介護であるとか上げてくるんです。一般質問にならないように質問をいたしますけれども、こ

の平成20年から令和2年までに31万円、この限度額を引き上げておるんですね。別に、今度は後期高齢者の方では14万円上がって64というのが、今、限度額の現状ですけれども、町長、この軽減制度を設けながらどんどんこの限度額を上げていくと、これは全体のそういう税を上げる要因の一つになってきておる結果だということに思うんです。町長、痛みを、まあ、感じないのかというのが私聞きたいんですよ。どんどん、いつも法で決めたからどんどん上げると。これは担当者じゃなくて、町長の方が町民の本当の立場に立って、軽減制度はあるけれども、実際、これだけ上がってきとるんですね、平成20年から今年度までみると、31万円も上がってきておる。誰が見てもびっくりするほど。確かに人数が少ないという累進課税のそういう立場を多少なりとも入ってはおるけれども、しかし、そのことの要因で全体が引き上げる、そういう引き金になっていること、これについてどう考えておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）過去からだんだん上がってきているという御指摘でございますが、今回の改正につきましては、高所得者の課税限度額を引き上げると同時に、軽減対象世帯、こういった方が経済動向によって軽減の対象から外れないよう、軽減の基準額を引き上げるといった内容になっております。痛みが伴うという部分もございますが、高齢化の進展等によりまして、医療給付費、こういったものが増加していく中で、できるだけ痛みは伴わないような形で、負担能力に応じて国保税の負担をしていただきたいという内容をとっております。国保税制度を維持していくために、必要な改正というふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようなので、これより討論を行います。反対討論から。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第31号議案、海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

主な反対の理由は、4月の法令改正を受けて、国の方針どおり負担を町民に押しつける提案だからであります。また、今のこのコロナの感染拡大の中でのこの引上げというのは許せないと思います。国保税は老人保健制度から後期高齢者になった平成20年、2008年度の基礎課税額が47万円、後期高齢者支援金課税限度額が12万円、介護納付金課

税限度額が9万円の68万円だったのが、それから毎年のように引き上げられて、今年、基礎課税額が2万円、介護納付金限度額も1万円引き上げられ、課税限度額が99万円になりました。この2008年から2020年の12年間で10回引き上げられ、2008年からだと31万円、46パーセントの引き上げになりました。一方、物価変動を反映して、均等割、平等割の5割、2割軽減の判定基準が改正され、低所得者に対する税軽減の対象者が拡大されていますが、軽減税率を適用される世帯はごく一部であります。低所得者対策として保険税減税は、都道府県単位化による国保運営方針においても一般会計からの繰入れは可能とされております。これまでも同様に賦課限度額を引き上げて中間層を引き下げてきましたが、厚生労働省が設置をしている医療保険部会において、全国市町会から子どもの数が多いと負担が増えていくこと、限度額を引き上げていくのは限界に達しているとの意見が出されております。賦課限度額を引き上げる方法で高過ぎる国保税の構造的な問題は解決できず、この度の改正に反対です。本当に持続可能な制度とするには、加入者の中でやりくりをして穴埋めをするのではなくて、国保国庫負担の割合を大幅に引き上げるしかありません。全国知事会や全国市町会も求めている1兆円規模の公費投入を国が行うこと、国保にしかない均等割や世帯割を廃止するなど、制度改革を図るべきであります。町長はその先頭に立つべきです。

以上の理由で、この第31号議案、海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。第31号議案、海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

海田町の国民健康保険税を支えているのは被保険者一人ひとりです。本格的な少子高齢社会を迎え、国民健康保険税を取り巻く環境が年々厳しくなっている中、収入の多い方にはそれなりの負担を負っていただくというのが社会の要請でもあります。今回の改正は、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額が見直され、これを引き上げることによって、中低所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となるものです。また、5割軽減及び2割軽減の基準額の見直しについては、低所得者層に係る税負担の軽減を図る内容となっております。

以上のことから、今後の国民健康保険税の安定的な運営のためにも、今回の条例改正は致し方ないものと考えます。今後も、町執行部におかれましては、健康増進を図る施

策の展開と検診の充実を進め、海田町の皆様が元気で長生きできるような施策の実行をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第31号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第32号議案、海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第32号議案、海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免を実施するに当たり、減免申請期限の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）それでは、第32号議案、海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。議案書20ページをお開きください。資料につきましては、資料7の海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、資料8の海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例新旧対照表をお願いいたします。改正の内容につきましては、資料7の条例の概要で御説明をいたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免について、国から財政支援の基準が示されたことに伴いまして、海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部を改正するものでございます。国から示された基準の概要でございますが、対象は、①新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯、②新型コロナウイルス感染症の

影響により主たる生計維持者の事業収入等が減少すると見込まれる世帯で規定の要件に該当するもの、とされております。減免割合等は、死亡又は重篤な傷病を負った場合が全額免除とされており、事業収入等が減少した場合は前年の合計所得金額に応じて全額免除若しくは一部軽減となります。減免の対象となる保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているものとされております。介護保険料につきましても同様の基準となっておりまして、介護保険料の場合は、資料の表中の米印の部分になりますけれども、対象は世帯主と書いてあるところを第1号被保険者というふうに読んでいただければと思います。

今回の条例改正は、改正理由にありますとおり、納期限後の保険税、保険料を減免対象にするに当たりまして、減免申請の要件を改正する必要が生じたためでございます。

まず1の海田町国民健康保険税条例の改正につきましては、減免申請期限を現行納期限前7日となっておりますものから、納期限前7日（町長がこの期限までの申請が困難であると特に認める場合にあっては、別に定める期限）に改正するもので、施行期日は公布の日でございます。

次に、2の海田町介護保険条例の改正についても、減免申請期限を改正するものでございます。普通徴収につきましては、現行納期限前7日を納期限前7日（町長がこの期限までの申請が困難であると特に認める場合にあっては、別に定める期限）に改正し、特別徴収につきましては、現行特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日を、特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日（町長がこの期限までの申請が困難であると特に認める場合にあっては、別に定める期限）に改正するものでございます。施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。第32号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり、これを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第33号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第33号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）それでは、第33号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の21ページ、資料9の条例の概要及び資料10の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料9の条例の概要で説明させていただきます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目といたしまして、家庭的保育事業者等による卒園後の受入れを行う連携施設の確保の緩和でございます。家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際し、当該家庭的保育事業者等は児童の卒園後の受入れが可能な連携施設、保育所、幼稚園、認定こども園を確保する必要がありますが、市町村が入所調整を行い、引き続き、必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置が講じられているときは、当該家庭的保育事業者等による連携施設の確保を不要とするものでございます。

2点目は、居宅訪問型保育事業者が提供可能な保育の範囲の拡大でございます。居宅訪問型保育事業所が提供する保育について、保護者の障がいや疾病等を理由に、養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の実施を可能とするものでございます。

3点目は、その他省令の改正に伴う字句の整理を行うものでございます。参考といたしまして、家庭的保育事業等を記載しております。原則20人以上の保育施設より小人数の単位で、原則0歳から2歳の子供を預かる事業で、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型に区分されております。現在海田町内

には該当施設はございません。施行期日は公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。第33号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第34号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第34号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）それでは、第34号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の23ページ、資料11の条例の概要及び資料12の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料11の条例の概要で説明させていただきます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に改正の内容でございますが、特定地域型保育事業者による卒園後の受入れを行う連携施設の確保の緩和でございます。特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際し、当該特定地域型保育事業者は、児童の卒園後の受入れが可能な連携施設、保育所、

幼稚園、認定こども園を確保する必要がありますが、市町村が入所調整を行い、引き続き、必要な教育又は保育が提供されるよう、必要な措置が講じられているときは当該特定地域型保育事業者による連携施設の確保を不要とするものでございます。

こちらは先ほどの第33号議案で御説明いたしました1点目の改正と同じ内容でございますが、根拠法令と定義が異なりますので、別の議案で整理させていただくものでございます。家庭的保育事業等は児童福祉法、特定地域型保育事業は子ども・子育て支援法の規定によるそれぞれの名称でございます。参考といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を記載しております。特定教育・保育事業は、認可保育所、幼稚園、認定こども園の3類型、特定地域型保育事業は、家庭的保育事業等と同じく4類型に区分されております。施行期日は公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第35号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第35号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤） それでは、第35号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の25ページ、資料13の条例の概要及び資料14の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料13の条例の概要で説明させていただきます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブに配置される放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者などであって都道府県知事又は指定都市の長が行う研修、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないとされております。この研修について受講機会の拡充を図るため、中核市の長も実施できることとなったことから、条例における研修の実施主体に中核市の長を追加するものでございます。また、当該研修の修了予定者の取扱いに関する経過措置期間の終了に伴い、経過措置に関する規定を削除するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。第35号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第9、第36号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第36号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正を踏まえ、延

滞金の割合の特例について、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）第36号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。資料15の条例の概要、資料16の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては、資料15の条例の概要で御説明いたします。

1の改正の要旨でございますが、令和2年度税制改正により、地方税法に定める延滞金の割合等の特例について、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める等の改正が行われたことに伴い、当該規定を準用している海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設備資金貸付条例について、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、海田町後期高齢者医療に関する条例附則第2項及び海田町水洗便所設備資金貸付条例附則第2項に規定する特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるとともに、字句の整理を行うものでございます。

3の施行期日は令和3年1月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。第36号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第37号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第37号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和2年度以後における町民税非課税世帯の第1

号被保険者介護保険料を軽減し、また、地方税法の一部改正を踏まえ、延滞金の割合の特例について、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第37号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。資料17の条例の概要、資料18の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては、資料17の条例の概要で御説明いたします。

初めに、改正の概要でございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和2年度以後における町民税非課税世帯の第1号被保険者の介護保険料を軽減するものでございます。また、地方税法の一部改正を踏まえ、延滞金の割合の特例について、所要の改正を行うものでございます。

1の介護保険料の改正の内容でございますが、所得段階、第1段階から第3段階までの介護保険料を第1段階、年額2万6,379円から2万1,103円に、第2段階、年額4万3,965円から3万5,172円に、第3段階、年額5万999円から4万9,241円に軽減するものでございます。2ページをお願いします。所得段階別の保険料表でございます。左から所得段階、対象者、改正前、改正後の年間保険料額と保険料率を記載しております。基準額となる第5段階の保険料率を1.0として、第1段階の保険料率を0.375から0.3へ、第2段階を0.625から0.5へ、第3段階を0.725から0.7とし、軽減するものでございます。施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。

3ページをお願いいたします。2の延滞金の割合の特例の改正の内容につきましては、先ほど、海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設備資金貸付条例で御説明いたしました内容と同様の改正でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。第37号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第11、第38号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第38号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算(第3号)。この度の補正予算につきましては、感染拡大防止、協力支援金、支給事業費の増額等の一般措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、第38号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

初めに、資料19の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。

資料19の5ページ、6ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特別旅費174万円を減額するものでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の人事管理一般事務事業につきましては、防災体制強化のための国立大学法人政策研究大学院大学への職員派遣に伴う宿所使用料及び授業料として113万6,000円増額するもので、その財源として、砂防に関する調査研究助成金を歳入で増額いたします。次の広報事業につきましては、新型コロナウイルス感染症関係の広報新聞折込業務委託料として、20万円増額するものでございます。次の庁舎移転事業につきましては、新庁舎建設用地に特定有害物質が検出されたことを踏まえて、海田町新庁舎建設工事实施設計等業務の設計変更等を行うため、800万円増額するもので、庁舎移転事業債を歳入で増額いたします。なお、資料20として、概要資料を併せて提出しております。次の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係経費1,309万8,000円を減額するものでございます。次の町内循環バス運行事業につきましては、町内循環コミュニティバスを2ルート運行に変更するため、運行負担金を

213万4,000円増額するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の社会福祉総務一般事務事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第70回社会を明るくする運動モデル事業安芸地区海田推進大会の負担金10万円を減額するものでございます。次の生活困窮者自立支援給付事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、申請件数が増加することが想定されることにより、住居確保給付金を1,166万4,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。次の障害者支援事業については、学校の臨時休業に伴い放課後等デイサービスの利用が増加することが想定されるため、給付費を154万円増額するもので、その財源として、国・県支出金を歳入で増額いたします。

次に、11、12ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費の予防一般事務事業については、新型コロナウイルス感染症予防の啓発ポスターに係る印刷製本費として26万4,000円を増額するものです。次の妊産婦・乳幼児健康診査事業については、国の新型コロナウイルス感染症対策に係り、妊婦へマスクを配布する郵便料金として11万1,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。次のかいた版ネウボラ事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により妊産婦教室等の延期や妊婦が帰省分娩を取りやめるなど、産後の支援が得られにくくなっている状況を踏まえて、かいた版ネウボラで実施している産後サポート事業の利用者負担金について、新たに広島県が半額を助成し、残りの半額を町独自で助成し、利用者負担金を無料とすることで産後の母子がサポートを受けやすい環境を整えるために20万6,000円増額するもので、その財源の一部として県支出金を歳入で増額いたします。なお、資料21として、事業概要資料を併せて提出しております。

次に、13、14ページをお願いいたします。商工費の感染拡大防止協力支援金支給事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、広島県の要請に応じて協力した中小企業者等に対して、広島県と連携し支援するため、2,744万円増額するものでございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。土木費、道路橋りょう費の県道維持修繕事業については、県道維持修繕管理業務委託料が当初見込みを上回ったため、159万1,000円増額するもので、その財源として県支出金を歳入で増額いたします。

次に、17、18ページをお願いします。消防費の水防事業については、新型コロナウイ

ルス感染症の影響による総合防災訓練の中止に伴い、関係経費75万1,000円を減額するものでございます。次の防災体制強化事業については、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、避難所用仮設テントを購入する経費として50万円増額いたします。

次に、19、20ページをお願いします。教育費、教育総務費の心の元気を育てる地域支援事業については、道徳教育改善充実総合対策事業の指定校に係る必要経費として、41万円増額するもので、その財源として県支出金を歳入で増額いたします。

次に、21、22ページをお願いします。小学校費の小学校健康診査事業については、新型コロナウイルス感染症対策として、児童の健康管理のため、非接触型体温計を購入する経費として59万2,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。次の小学校ICT活用事業については、GIGAスクール構想の加速により、学校の情報環境整備を図るため、372万円増額するもので、その一部の財源として、国庫支出金を歳入で増額いたします。なお、資料23として、事業概要資料を併せて提出しております。次の小学校給食事業については、学校の一斉臨時休業に伴い、学校給食事業者にいったん発注した後、キャンセルした食材に係る補償金として104万9,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。

次に、23、24ページをお願いいたします。中学校費の中学校健康診査事業については、小学校と同様に非接触型体温計を購入する経費として23万3,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。次の中学校ICT活用事業については、小学校と同様に情報環境整備を図るため、170万7,000円増額するもので、その一部の財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。

次に、25、26ページをお願いいたします。社会教育費のブックスタート事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ブックスタートパックを訪問配布から郵便配布に変更するための経費として、15万5,000円増額するものでございます。次の織田幹雄記念館管理運営事業については、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機を購入する経費として37万9,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を歳入で増額いたします。

次に、27、28ページをお願いします。災害復旧費、土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧事業については、上市地内ほかの町道36号線、災害復旧工事を行うため、1,300万円増額するもので、その財源として、災害復旧事業債を歳入で増額いたします。

なお資料22として箇所図を提出しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いします。
なお、歳出で御説明した特定財源の増額については、個別の説明を省略させていただきます。2ページ、一番下の財政調整基金繰入金については、この度の補正予算の財源調整のため、2,516万9,000円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第38号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,034万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億4,690万7,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2表により、地方債の追加及び変更をするものでございます。

以上で、令和2年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第38号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算は予算委員会に付託をして審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第38号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算は予算委員会に付託することに決します。

この際、お諮りいたします。予算委員会の審査のため、6月4日を1日間休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、6月4日、1日を休会とすることに決します。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定によりこれにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決します。

なお、次の議会は、6月5日午前9時から開催したいと思います。本日は大変御苦勞様でした。

午後2時20分 延会